令和２年度第１回市川市男女共同参画推進審議会

次　　第

報　告

（１）委員の解嘱及び委嘱について

議　題

（１）市川市男女共同参画基本計画に基づく
第６次実施計画の年次報告について

（２）市川市男女共同参画基本計画に基づく
第３次ＤＶ防止実施計画の年次報告について

（３）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の
施策に関する基本的な方針」の変更について

様式第４号（第１７条関係）

委　員　名　簿

審議会等の名称：市川市男女共同参画推進審議会

氏　　名	所　属　・　役　職	選出区分
秋元　和子	市川青年会議所　総務研究委員会　委員	労働分野
大沼　良子	和洋女子大学　教授	学識経験者
門倉　惠三子	市川人権擁護委員協議会　子ども委員	人権分野
香山　啓	市川公共職業安定所　主任就職促進指導官	労働分野
日下部　幾代	市川市保健推進協議会　代表	保健分野
藏　理恵		市民
相良　順子	聖徳大学　教授	学識経験者
佐々木　愁子	市川市立第七中学校　校長	教育関係
佐藤　孝	市川商工会議所　常務理事	労働分野
谷内　弘美	市川市社会福祉協議会　常務理事	福祉分野
古山　弘志	昭和学院短期大学　事務長	教育分野
松本　祐果		市民
村井　美和	市川市国際交流協会　異文化交流委員会　委員長	国際分野
本橋　瞳美	千葉県弁護士会　両性の平等に関する委員会　委員	法律分野
吉岡　雅之	一般社団法人市川市医師会　理事	医療分野

※令和２年　４月　１日現在

【所管課】

総務部　多様性社会推進課

（内線：２２９３）

資料１

報告１　委員の解嘱及び委嘱について

（１）

平成２９年より２期３年にわたり市川市男女共同参画推進審議会の委員を務めていただいておりました、市川市社会福祉協議会常務理事の萩原洋様より、委員辞任の旨の申し出を受け、本年３月３１日をもちまして解嘱となりました。

後任といたしまして、選出母体である市川市社会福祉協議会から、常務理事の谷内弘美様を推薦いただきましたので、本年４月１日付けにて市川市男女共同参画推進審議会の委員に委嘱いたしましたことを報告いたします。

（２）

令和元年より市川市男女共同参画推進審議会の委員を務めていただいておりました、市川市立南行徳中学校校長の大久保浩様より、委員辞任の旨の申し出を受け、本年３月３１日をもちまして解嘱となりました。

後任といたしまして、選出母体である市川市公立学校長連絡協議会から、市川市立第七中学校校長の佐々木愁子様を推薦いただきましたので、本年４月１日付けにて市川市男女共同参画推進審議会の委員に委嘱いたしましたことを報告いたします。

谷内委員、佐々木委員の任期につきましては、市川市男女共同参画社会基本条例第１３条第６項の規定により、前任者の残任期間である令和３年５月３１日までとなります。

資料２

《市川市男女共同参画推進審議会》

市　川　市　男　女　共　同　参　画　基　本　計　画
第　６　次　実　施　計　画　（平成29～31年度）

平成31年度　年次報告書

市川市

令和2年7月　　多様性社会推進課

目　　次

1．年次報告に関する説明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

2．体系図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

3．事業別一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・４　～　７

4．主要課題ごとのまとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

5．事業ごとの実績報告書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・９　～　23

∞年次報告に関する説明∞

本報告は、「市川市男女共同参画基本計画　第６次実施計画」に記載されている計画事業について、市川市男女共同参画社会基本条例第9条第1項に定める平成31年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

○ 事業別一覧（4～7頁）は、各事業ごとの事業概要をまとめたものです。

○ 主要課題ごとのまとめ（8頁）は、成果指標に係るe-モニターアンケートの結果、及び、達成率を掲載しています。　※達成率（％）　＝　結果　÷　目標値

○ 9～23頁は、各事業ごとの実績報告書です。

○ 所管課自己評価について
進行管理事業について、目標数値とその実績から4段階で評価をしています。

□　：　十分達成できた
□　：　概ね達成できた
□　：　やや不十分だった
□　：　不十分だった

体　系　図

【主要課題】	【個別課題】	【施　策】
1．あらゆる分野への男女共同参画の促進	1．政策・方針決定過程への女性の参画	（1）各種審議会等委員への女性の参画の促進
		（2）人材情報の整備と提供
		（3）広報広聴活動の充実
		（4）事業所及び各種団体等における女性の参画の啓発
		（5）女性の自立及び自己決定能力の育成への支援
	2．市民活動における男女共同参画に向けた支援	（6）家庭生活・地域社会等への参画の促進
		（7）市民団体等への活動支援
		（8）男女共同参画を推進するためのインターネットの活用
2．男女共同参画の意識づくりと教育の推進	3．男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮	（9）啓発事業の推進
		（10）情報の収集と提供
		（11）調査・研究の推進
		（12）法令等に関する学習機会の充実
		（13）情報識別・選択能力の向上
		（14）発行物における性にとらわれない表現の促進
	4．就学前教育における男女平等教育の推進	（15）相手を大切にする心を育む教育の推進
		（16）性別にも配慮した平等教育、保育の推進
		（17）就学前教育等従事職員への意識啓発・研修の充実
	5．学校教育における男女平等教育の推進	（18）全教育内容における男女平等の意識づくり
		（19）自立能力を育成する教育の推進
		（20）性に関する教育の充実
		（21）教育関係者に対する研修の充実
		（22）男女共同参画意識に基づいた学校運営の推進
	6．家庭における男女平等教育の推進	（23）家庭における家族の協力、助け合いの意識づくり
		（24）家庭教育に関する相談事業の充実
	7．地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進	（25）情報の収集と提供
		（26）学習内容の充実
		（27）生涯学習を進めるための施設の充実
3．ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現	8．就業機会の男女平等に向けた支援	（28）就業機会の拡充、再雇用制度の普及促進
		（29）あらゆる分野における働き方への支援
		（30）職業意識、職業能力向上のための講座・研修の充実
		（31）就業相談等の充実
	9．男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進	（32）働く場における男女共同参画の推進
		（33）働く場における母性保護の意識の浸透と制度の充実
		（34）働く場における男女の労働条件の向上
		（35）働く場における労働環境の整備
		（36）労働相談の充実
	10．男女が共に働き続けるための社会環境の整備	（37）仕事と子育て・介護の両立支援
		（38）多様な働き方への支援

【主要課題】	【個別課題】	【施　策】
4．男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実	11．生活の場での自立の推進	（39）男女共同参画による家庭の確立
		（40）専業主婦への家族の協力
		（41）家庭責任を果たすための学習機会の提供
		（42）自立を支える福祉の充実
		（43）男女が共に安心して暮らす福祉の視点からの街づくりの推進
	12．男女で担う子育ての環境づくり	（44）保育施設の整備、保育内容の充実
		（45）子育てに関する情報提供と相談体制の充実
		（46）児童虐待の発生を防ぐ意識と環境づくり
	13．障がい者家庭とひとり親家庭等の自立支援	（47）各種相談事業の拡充と情報提供
		（48）自立のための支援制度の促進
	14．高齢者への福祉の充実・　自立支援	（49）社会参画の促進と生活支援
		（50）高齢者虐待を防ぐ環境づくり
		（51）介護にかかわる人の育成と確保
		（52）施設の基盤整備と内容の充実
		（53）介護予防への取組の強化
	15．自立を支援する総合相談事業の推進	（54）相談事業の充実
		（55）相談事業にかかわる人への情報提供と研修の要請
5．生涯を通じた健康支援	16．生涯を通じた健康の管理・保持増進	（56）生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供
		（57）医療関係者への意識の浸透と研修の要請
	17．生涯を通じた心身の健康づくり支援	（58）健康教育の充実と相談支援
		（59）妊娠・出産期における健康支援
		（60）思春期・成人期・高齢期における健康支援
		（61）女性の健康を脅かす問題についての対策の推進
	18．心身の健康づくり体制の充実	（62）健康増進施設の充実
		（63）医療関係機関との連携強化
6．人権を侵害する暴力の根絶	19．暴力を許さない社会の基盤づくり	（64）あらゆる暴力に対する社会的認識の徹底と対策の推進
		（65）性の商品化の根絶
		（66）暴力に関する調査・研究
	20．被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援	（67）相談体制の充実
		（68）自立支援と更生支援
		（69）関係機関の連携とネットワーク体制の確立
7．男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進	21．国際的な協調と相互協力の推進	（70）国際理解と国際協力
		（71）国際交流の推進と民間団体への支援
	22．在住外国人と共に目指す男女共同参画社会	（72）相互理解のための交流活動の推進
		（73）情報提供と相談体制の確立
8．男女共同参画を推進する体制の整備	23．推進体制の充実	（74）庁内推進体制の充実と組織の強化
		（75）市民との連携
		（76）国・県・関係機関等との連携
	24．計画の進行管理の充実	（77）施策の推進状況の把握
		（78）施策の点検と評価の研究

■事業別一覧

事業の表記について　【重点】本実施計画の重点事業です、【新規】本実施計画の新規事業です、※ 女性活躍推進法の推進計画の実施事業として位置付けている事業です

No.	事業名	事業概要
主要課題1　あらゆる分野への男女共同参画の促進		
個別課題1　政策・方針決定過程への女性の参画		
1	【重点】　※ 審議会等への女性委員の参画推進	審議会等において男女がともに参画できるよう、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」に基づき、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し、「女性登用を促進するための改善計画書」の提出を求め、女性委員を積極的に登用するよう要請を行います。
2	【重点】　※ 女性職員の管理職登用の促進	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な行政サービスを提供できるよう、市職員の研修を含めた啓発を行い、女性管理職登用を積極的に進めます。
3	※ 市川市女性人材登録台帳の活用	市役所内のあらゆる分野に男女双方の意見を反映させることを目的とし、市民等へ市川市女性人材登録台帳を周知し、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録を呼びかけ、審議会等への女性登用促進のため、また、講座や講演会等の講師などとして活用を図ります。
4	※ 市職員への男女共同参画に関する研修の実施	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かして市役所内を活性化させることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。
個別課題2　市民活動における男女共同参画に向けた支援		
5	男女共同参画センター使用団体の活動促進	男女共同参画センターは男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを使用団体及び市民へ周知し、継続して利用してもらうことにより、地域での男女共同参画を推進します。また、施設の有効活用のため新規使用団体の増加に向けた広報を行います。
6	※ 市民・使用団体等への男女共同参画情報の発信	市民及び使用団体等が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるよう、広報紙や市公式Ｗｅｂサイト等により男女共同参画に関する情報を提供します。
主要課題2　男女共同参画の意識づくりと教育の推進		
個別課題3　男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮		
7	男女共同参画の推進のための講演会・講座の実施	市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、講演会・講座等を、男女共同参画センター使用団体との協働等により実施します。
8	男女共同参画センターロビーの充実・活用	男女共同参画センターのロビーを使用団体および市民相互の情報交換の場として利用できるよう、整理し充実させます。また、男女共同参画に関して開催される講座や、国・県・関係機関等の資料の提供を行います。
9	市職員への男女共同参画に関する情報の発信	職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信します。

No.	事業名	事業概要
個別課題4　就学前教育における男女平等教育の推進		
10	保育園や幼稚園職員への男女共同参画啓発	保育園や幼稚園に勤務する職員（就学前教育等従事職員）へ、男女共同参画の推進に関する啓発を行います。
11	【新規】 未就学児への男女共同参画啓発	保育園や幼稚園の園児に、人権擁護委員と協働し、男女共同参画と人権意識の高揚の啓発を行います。
個別課題5　学校教育における男女平等教育の推進		
12	人権教室の実施	児童が他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるよう、人権擁護委員が小学生を対象に発達段階に応じて男女共同参画と人権の尊さ等について考える人権教室を実施します。
13	人権講演会の実施	人権の尊さについて理解してもらえるよう、人権擁護委員が中学生を対象に人権講演会を実施します。
個別課題6　家庭における男女平等教育の推進		
14	父子向け講座等の実施	家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、父子で参加する講座等を実施します。
15	家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施	様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかかわり等について学ぶ機会である家庭教育学級と連携した男女共同参画に関する事業を実施します。
個別課題7　地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進		
16	情報資料室の充実	男女共同参画に関する書籍・情報を収集し市民が学習できる環境を整えます。
主要課題3　ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現		
個別課題8　就業機会の男女平等に向けた支援		
17	【重点】　※ 就労支援に関する講座等の実施	より多くの市民が、個性と能力を活かしながら、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取りながら、社会参加を行えるように、関係機関と連携をとりながら、講座、セミナー等を実施します。
個別課題9　男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進		
18	【重点】　※ ワーク・ライフ・バランス推進事業	関係機関等と連携し、各事業所等へ、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する講座、イベントの周知、また、情報提供等を行います。周知については、市公式Webサイト等を積極的に活用します。
個別課題10　男女が共に働き続けるための社会環境の整備		
19	※ 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進	市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取ることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、男女それぞれのワーク・ライフ・バランスを推進します。

No.	事業名	事業概要
主要課題4　男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実		
個別課題11　生活の場での自立の推進		
20	生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施	家庭において、家族一人ひとりが家族の一員として協力し支え合う意識を持てるよう、男性向けの料理教室等、生活の場での自立の推進に向けた講座等を男女共同参画センター使用団体等と連携し実施します。
個別課題12　男女で担う子育ての環境づくり		
個別課題13　障がい者家庭とひとり親家庭等の自立支援		
個別課題14　高齢者への福祉の充実・自立支援		
個別課題15　自立を支援する総合相談事業の推進		
21	女性のための相談	女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、解決方法を見つけることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。
22	女性弁護士による女性のための無料法律相談	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。また、法律相談の利用促進のための啓発を行います。
主要課題5　生涯を通じた健康支援		
個別課題16　生涯を通じた健康の管理・保持増進		
23	【新規】 健康についての意識啓発のための講座等の実施	健康についての意識啓発を行うために、健康についての意識を高めるための講座等を実施します。
個別課題17　生涯を通じた心身の健康づくり支援		
個別課題18　心身の健康づくり体制の充実		
主要課題6　人権を侵害する暴力の根絶		
個別課題19　暴力を許さない社会の基盤づくり		
24	市民等への人権啓発情報の発信	人権擁護委員の日（6月1日）や人権週間（12月4日～10日）を中心に、広報等で啓発活動を行います。
25	「ヒューマンフェスタいちかわ」による人権啓発	人権に関する情報の広報・啓発を行います。
個別課題20　被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援		
26	家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催	ＤＶ、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。

No.	事業名	事業概要
主要課題7　男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進		
個別課題21　国際的な協調と相互協力の推進		
個別課題22　在住外国人と共に目指す男女共同参画社会		
27	相互理解のための啓発・交流事業	在住外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、各種活動に参画でき、安心して暮らしやすい地域社会をつくるため、関係部署・関係機関等と連携し、多様な生き方を認め合える意識啓発や交流活動を行います。
主要課題8　男女共同参画を推進する体制の整備		
個別課題23　推進体制の充実		
28	男女共同参画に関する情報収集	男女共同参画の推進に関する、国・県・近隣市の取り組み等の情報を収集します。また、先進的な取組みについては、事業に反映していきます。
個別課題24　計画の進行管理の充実		
29	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握できる市民意識調査（e-モニターアンケート）を実施します。また、他課の市民意識調査の結果を把握し、必要に応じ、事業に反映していきます。

■主要課題ごとのまとめ

（主要課題ごとに設定した成果指標について）
※主要課題１を除き市川市ｅーモニター制度によるアンケート結果を成果指標としています。

主要課題	成果指標	現状値	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
			結果(上段)/目標値(下段)	達成率	結果(上段)/目標値(下段)	達成率	結果(上段)/目標値(下段)	達成率
1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	各種審議会等の女性委員割合	31.3% (平成28年4月1日現在)	30.3% (平成30年4月1日現在)	89.1%	28.7% (平成31年4月1日現在)	79.7%	29.8% (令和2年4月1日現在)	78.4%
			34%		36%		38%	
	市職員の女性管理職割合	16.9% (平成28年4月1現在)	19.3% (平成30年4月1日現在)	87.7%	20.8% (平成31年4月1日現在)	86.7%	20.7% (令和2年4月1日現在)	79.6%
			22%		24%		26%	
2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進	社会全体において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	10.5% (平成27年度)	13.9%	99.3%	13.0%	76.5%	15.7%	78.5%
			14%		17%		20%	
3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合	58.9% (平成27年度)	69.4%	106.8%	69.8%	93.1%	69.5%	81.8%
			65%		75%		85%	
4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実	「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」という考えに反対する人の割合	39.8% (平成27年度)	42.8%	99.5%	44.7%	95.1%	45.1%	88.4%
			43%		47%		51%	
5 生涯を通じた健康支援	自分の健康のために何かしている人の割合	63.4% (平成27年度)	64.5%	99.2%	65.5%	97.8%	65.0%	92.9%
			65%		67%		70%	
6 人権を侵害する暴力の根絶	ＤＶは人権侵害であると認識する人の割合	83.3% (平成28年度)	85.4%	100.5%	94.4%	108.5%	95.6%	107.4%
			85%		87%		89%	
7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進	市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合	60.7% (平成27年度)	63.3%	102.1%	61.4%	95.9%	63.2%	95.8%
			62%		64%		66%	
8 男女共同参画を推進する体制の整備	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	※平成29年度より指標変更	80.6%	115.1%	81.4%	101.8%	84.2%	93.6%
			70%		80%		90%	

主要課題１　あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題１　政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	【重点】　※ 審議会等への女性委員の参画推進	No.	1
		所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	審議会等において男女がともに参画できるよう、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」に基づき、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し、「女性登用を促進するための改善計画書」の提出を求め、女性委員を積極的に登用するよう要請を行います。		
目標	女性委員の積極的登用に関する担当部署への要請回数		

年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	―	１回	１回	１回
実績	１回	２回	２回	２回

取組状況	平成31年4月1日現在の調査結果（女性委員の割合28.7%）に基づき、目標数値に達していない審議会等について、改善計画書の提出を求めた。 令和２年4月1日現在の調査では、委嘱している審議会等５２のうち、女性委員のいない審議会等は５であった。
男女共同参画の視点から見た効果	政策・方針決定過程に男女が共に参画することにより、多様な視点や価値観を反映した行政運営を進めることができる。
今後の課題等	審議会等への女性の参画については、令和２年度に女性委員の割合を32%にするという目標を掲げている。実現に向けて、市川市女性人材登録台帳の整備を進め、庁内担当部署に女性委員登用の意義について周知を図るほか、 各審議会の担当部署に直接要請していく。

主要課題１　あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題１　政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	【重点】　※ 女性職員の管理職登用の促進	No.	2
		所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な行政サービスを提供できるよう、市職員の研修を含めた啓発を行い、女性管理職登用を積極的に進めます。		
目標	女性のキャリア支援等に関する研修の実施回数		

年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	概ね達成できた
目標数値	―	２回	２回	２回
実績	２回	３回	１回	１回

取組状況	女性職員の上位職昇任への意識啓発として、女性職員のうち、副主幹職2年目以上の14名及び、1年目の13名を対象に「女性職員研修」を実施。（1部：ロールモデルによる体験談と応援メッセージ、2部：外部講師による自身の役割とキャリアについての講義）対象者が少数であったため、予定を下回る１回の開催に留まった。 平成31年度の主幹職選考試験は、女性の受験有資格者のうち、受験者は22名で割合は5.8%となり、前年度の6.3%より減少。課長職選考試験においては11名、25%で昨年度と同じ割合となっている。
男女共同参画の視点から見た効果	管理職の女性割合が増えることで、多様な視点が加わり新たな発想が生まれる。
今後の課題等	庁内全体で働きやすい職場環境を整備すると同時に、女性管理職登用促進に向けて、職員がキャリアを意識しながら業務に取り組むことができるよう、女性職員研修を行い、女性職員の昇任試験受験率を上げる。

主要課題１　あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題１　政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	※ 市川市女性人材登録台帳の活用			No.	3
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	市役所内のあらゆる分野に男女双方の意見を反映させることを目的とし、市民等へ市川市女性人材登録台帳を周知し、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録を呼びかけ、審議会等への女性登用促進のため、また、講座や講演会等の講師などとして活用を図ります。				
目標	女性人材登録台帳のＰＲ回数				
年度／項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第６次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	１回	１回	１回	
実績	―	１回	１回	１回	
取組状況	男女共同参画センターで開催された講座やセミナーの講師、関連団体の関係者に女性人材登録台帳への登録を依頼し、新規登録者を増やした。				
男女共同参画の視点から見た効果	様々な分野において知識や能力のある女性を活用することにより、政策・方針決定の過程に多様な視点が盛り込まれる。				
今後の課題等	登録情報を最新のものに更新して、利用しやすい台帳となるよう整備する必要がある。また、関係各位の協力を得て、登録者をさらに増やすとともに、庁内各課に女性人材登録台帳の活用を働きかける。				

主要課題１　あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題１　政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	※ 市職員への男女共同参画に関する研修の実施			No.	4
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かして市役所内を活性化させることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。				
目標	市職員への男女共同参画に関する研修の実施回数				
年度／項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第６次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	１回	１回	１回	
実績	１回	５回	２回	2回	
取組状況	総労働時間の短縮を一層推進し、仕事と生活の調和の実現を図るため、「労働時間革命自治体宣言」を行っており、実効性を図るため、市職員も受講対象としたワーク・ライフ・バランス講座等を計２回実施し好評を得た。 【ワーク・ライフ・バランスセミナー】 「ペップトーク講座」　9月25日　参加20名 【ワーク・ライフ・バランス関連講座】 「時短家事講座」　10月19日　参加44名				
男女共同参画の視点から見た効果	職員に対する男女共同参画に関する研修を行うことで、様々な場面で男女共同参画の視点をもった行政運営が図られる。				
今後の課題等	全ての市職員が男女共同参画に関する研修を受ける機会が得られるようにするため、研修時期や研修方法等を工夫していく。				

主要課題１　あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題２　市民活動における男女共同参画に向けた支援

事業名	男女共同参画センター使用団体の活動促進			No.	5
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	男女共同参画センターは男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを使用団体及び市民へ周知し、継続して利用してもらうことにより、地域での男女共同参画を推進します。また、施設の有効活用のため新規使用団体の増加に向けた広報を行います。				
目標	パンフレット等配布箇所数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	５０箇所	５５箇所	６０箇所	
実績	―	５５箇所	５５箇所	６８箇所	
取組状況	講座等の参加者へ男女共同参画センターの利用について案内するとともに、男女共同参画センターの利用促進を図るためパンフレットを関連施設に配布した。 平成31年度は新たに市内14箇所のこども館を配布先に加え、広くセンターの周知を図った。 平成31年度のセンター利用統計は、 ・延べ利用団体数：5,392団体（前年度6,219団体） ・述べ利用者数：45,045名（前年度56,389名） 新型コロナウイルスの影響により令和2年2月末からセンターを臨時休館としたため、前年度比で大幅な減少となっている。				
男女共同参画の視点から見た効果	市民に男女共同参画社会づくりの意識啓発を行い、活動場所を提供する。				
今後の課題等	平成31年度より、使用料の改定があったことから、その後の動向を見守るとともに、感染症拡大防止のための利用制限との兼ね合いを図りながら、利用率の低い時間帯や利用率の低い部屋の利用を引き続き促進する。				

主要課題１　あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題２　市民活動における男女共同参画に向けた支援

事業名	※ 市民・使用団体等への男女共同参画情報の発信			No.	6
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	市民及び使用団体等が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるよう、広報紙や市公式Ｗｅｂサイト等により男女共同参画に関する情報を提供します。				
目標	市民・使用団体等への情報提供の回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	４回	４回	４回	
実績	４回	４回	４回	４回	
取組状況	男女共同参画センター情報紙を4回発行したほか、「男女共同参画週間」「DV防止強化月間」「人権週間」に合わせた広報いちかわ及び市公式Ｗｅｂサイトでの情報発信、男女共同参画センターで開催される講座やイベントについての情報発信を行った。				
男女共同参画の視点から見た効果	多くのツールを活用して男女共同参画に関する情報発信を行うことで、男女共同参画に関する理解が進められる。				
今後の課題等	デジタルサイネージ等、広報紙や市公式Webサイト以外の媒体を利用した情報発信手段を取り入れていく。				

主要課題２　男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題３　男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	男女共同参画の推進のための講演会・講座の実施			No.	7
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、講演会・講座等を、男女共同参画センター使用団体との協働等により実施します。				
目標	使用団体との協働により行う講座等の実施回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	６回	６回	６回	
実績	６回	２２回	２１回	１６回	
取組状況	主催事業「いち☆カフェ＠ウィズ」を実施したほか、男女共同参画センターの利用団体と共催講座や講演会を実施した。 ６事業（主催:１事業、共催:３事業、参加:３１９名）				
男女共同参画の視点から見た効果	様々な講演会・講座を開催することで、男女共同参画に関心がない人にも男女共同参画センターの取り組みを広く周知できる。				
今後の課題等	集客増加に向けて工夫しながら、男女共同参画センター利用団体や庁内関係部署と連携し、講演会等を開催していく。				

主要課題２　男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題３　男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	男女共同参画センターロビーの充実・活用			No.	8
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	男女共同参画センターのロビーを使用団体および市民相互の情報交換の場として利用できるよう、整理し充実させます。また、男女共同参画に関して開催される講座や、国・県・関係機関等の資料の提供を行います。				
目標	ロビー使用者へのアンケート実施回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	やや不十分だった	やや不十分だった	やや不十分だった	
目標数値	―	１回	１回	１回	
実績	―	12回	12回	６回	
取組状況	センター（ロビー）使用者には、ご意見ボックスを設置し、ご意見・ご希望・苦情等を受け付けている。（平成31年度の回収枚数は６枚） 使用者全体へのアンケート実施を目指したいものの、叶わず「やや不十分」と評価した。 センター使用団体または一般市民の方々の打合せ等にロビーを提供。ロビー内には、国、県、他市の情報チラシを配架やポスター掲示を行っており、使用団体の情報交換にも活用されている。				
男女共同参画の視点から見た効果	市民による男女共同参画社会に向けた活動を支援できる。				
今後の課題等	不特定の使用者へのアンケート実施を検討。団体だけでなく、個人も活用できるロビーの配置を工夫し、使用者層の拡大につなげる。				

主要課題２　男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題３　男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	市職員への男女共同参画に関する情報の発信			No.	9
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信します。				
目標	市職員への男女共同参画情報の発信回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	4回	4回	4回	
実績	4回	4回	5回	4回	
取組状況	市職員向け男女共同参画センター情報紙を全4回配信した。 それぞれ特集した記事は、「男女共同参画週間」、「DV根絶強化月間」、「人権」、「外国人の人権」について。				
男女共同参画の視点から見た効果	市職員が男女共同参画に関する情報を得て、理解することで、行政運営に男女共同参画の視点を取り入れることができる。				
今後の課題等	男女共同参画に関する時事的な情報について市職員への発信を継続していく。				

主要課題２　男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題４　就学前教育における男女平等教育の推進

事業名	保育園や幼稚園職員への男女共同参画啓発			No.	10
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	保育園や幼稚園に勤務する職員（就学前教育等従事職員）へ、男女共同参画の推進に関する啓発を行います。				
目標	保育園や幼稚園職員への男女共同参画啓発活動の回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	１回	１回	１回	
実績	１回	１回	１回	１回	
取組状況	市立保育園、幼稚園職員に向けて男女共同参画情報レターを配信及び現場配布した。記事内容は、「世界ジェンダーギャップ指数」、「世界でもっとも男女平等な国の『男女分け』幼児教育」、「違いを排除するのではなく、尊重しあうこと」、「オープンマインドな子どもたち」について。				
男女共同参画の視点から見た効果	就学前教育を担う職員に男女共同参画の啓発を行うことで、他者への差別をしない教育に寄与することができる。				
今後の課題等	就学前においても、生活全般にわたる男女共同参画に関する教育は必要である。他課で実施する既存事業との整合性を図り、啓発内容について検討していく。				

主要課題２　男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題４　就学前教育における男女平等教育の推進

事業名	【新規】 未就学児への男女共同参画啓発			No.	11
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	保育園や幼稚園の園児に、人権擁護委員と協働し、男女共同参画と人権意識の高揚の啓発を行います。				
目標	保育園や幼稚園の園児への男女共同参画啓発活動の回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	１回	１回	１回	
実績	１回	１回	１回	１回	
取組状況	人権擁護委員が市立幼稚園１園へ訪問し、紙芝居を用いて人権教室を実施した。 ＜実施校＞ 市川市立大洲幼稚園園児　96名 （内訳：年少2クラス、年長2クラス）				
男女共同参画の視点から見た効果	未就学の早い段階からいじめなどの人権問題に触れることで、より効果的に人権意識の高揚につながる。				
今後の課題等	年度に実施できる園に限りがあり、また、園数も多いこと等により、在園児全員への啓発が困難である。				

主要課題２　男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題５　学校教育における男女平等教育の推進

事業名	人権教室の実施			No.	12
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	児童が他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるよう、人権擁護委員が小学生を対象に発達段階に応じて男女共同参画と人権の尊さ等について考える人権教室を実施します。				
目標	人権教室の実施校数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	３９校	３９校	３９校	
実績	３９校	３９校	３９校	４０校	
取組状況	人権擁護委員が、全公立小学校39校及び市内私立小学校１校へ訪問し人権教室を実施した。 40校１76クラスにて実施 （内訳：１年生40クラス、２年生42クラス、 ３年生60クラス、４年生30クラス、６年生4クラス）				
男女共同参画の視点から見た効果	相手の立場を考えられることの大切さに気づくことができるよう、人権擁護委員が親身に指導することで、児童の人権意識の高揚につながる。				
今後の課題等	児童が在学中に人権教室を1度は受講できるよう、学校と連携しながら実施に努める。				

主要課題２　男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題５　学校教育における男女平等教育の推進

事業名	人権講演会の実施			No.	13
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	人権の尊さについて理解してもらえるよう、人権擁護委員が中学生を対象に人権講演会を実施します。				
目標	人権講演会の実施校数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	２校	２校	２校	
実績	２校	２校	３校	５校	
取組状況	中学校在学３年間のうちに１回は人権講演会を受けられるように、３１年度より毎年５校実施とした。３１年度は人権擁護委員の弁護士委員が中学校３校へ、外部講師が中学校２校へ訪問し、全校生徒に対し人権講演会を実施した。				
男女共同参画の視点から見た効果	人権擁護委員による人権をテーマとした講演会を行うことで、人権の尊さについて学ぶ機会となる。				
今後の課題等	外部講師による講演会を実施したところ、他の講演会との内容の差が大きかった。このため、５校すべての講演会を人権擁護委員によるものにするよう調整をしていきたい。				

主要課題２　男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題６　家庭における男女平等教育の推進

事業名	父子向け講座等の実施			No.	14
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、父子で参加する講座等を実施します。				
目標	父子向け講座の実施回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	１回	１回	１回	
実績	１回	１回	１回	１回	
取組状況	父子向け講座「親子ＤＥクッキング　～父子でクリスマスケーキを作ろう～」と題して料理教室を開催。デコレーションケーキやコーンスープ、ピザトーストを作った。 　12月15日　参加人数　１４名 また、「親子ＤＥ護身術」を企画したが、新型コロナウイルスの影響で、実施に至らなかった。				
男女共同参画の視点から見た効果	父子での料理作りをとおして、父親の家事・育児参加のきっかけとなる機会を提供することで、家庭生活で協力し支えあう意識の醸成が図られる。				
今後の課題等	より多くの親子が協同作業をしながら楽しめる講座など、内容を工夫していく。				

主要課題２　男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題６　家庭における男女平等教育の推進

事業名	家庭教育学級と連携した 男女共同参画センター事業の実施			No.	15
				所管課	男女共同参画・多様性 社会推進課
事業概要	様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかかわり等について学ぶ機会である家庭教育学級と連携した男女共同参画に関する事業を実施します。				
目標	家庭教育学級への男女共同参画センター事業のＰＲ回数				
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第６次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	3回	3回	3回	
実績	3回	4回	3回	4回	
取組状況	男女共同参画課のイベントで、家族や子育てなど家庭向けの講座を家庭教育学級の「共通講座」とし、参加の呼びかけを行った。 ＜対象講座＞ ①ウィズ・カレッジ　’１９ ②女性の交流の場「いち☆カフェ＠ウィズ」 ③「もっとラクに！シンプルライフで時短家事」講座 ④ハートフルヒューマンフェスタいちかわ２０１９				
男女共同参画の視点から見た効果	社会生活を営む上で最小かつ最も基礎的な集団である家庭への働きかけができる。				
今後の課題等	今後も、家庭教育学級と連携し、家庭内での男女共同参画、平等教育に関する講座への参加を呼びかけていく。				

主要課題２　男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題７　地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

事業名	男女共同参画関連図書の 新規受け入れ蔵書数			No.	16
				所管課	男女共同参画・多様性 社会推進課
事業概要	男女共同参画に関する書籍・情報を収集し市民が学習できる環境を整えます。				
報告	男女共同参画関連図書の新規受け入れ蔵書数				
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第６次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	―	―	―	―	
目標数値	―	―	―	―	
実績報告値	２５９冊	２３９冊	１７５冊	５９４冊	
取組状況	令和2年3月末時点での蔵書数は14,019冊。男女共同参画関係の情報誌と、国・県・他市町村の情報を提供している。 その他、男女共同参画センターで実施する講座や講演会のテーマに合った図書の紹介コーナーをつくり、様々な分野の男女共同参画についての啓発を行った。				
男女共同参画の視点から見た効果	情報資料室にて市内の図書館の本の貸出しを行いつつ、利用時に男女共同参画に関する図書をＰＲし、男女共同参画について啓発することができる。				
今後の課題等	より多くの方に男女共同参画に関する情報を提供していくため、男女共同参画関連図書の蔵書、資料を収集し、情報提供していく。				

主要課題３ ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
個別課題８　就業機会の男女平等に向けた支援

事業名	【重点】　※ 就労支援に関する講座等の実施	No.	17
		所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	より多くの市民が、個性と能力を活かしながら、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取りながら、社会参加を行えるように、関係機関と連携をとりながら、講座、セミナー等を実施します。		
目標	就労支援関連講座等の実施回数		

年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	―	2回	2回	2回
実績	１回	3回	3回	2回

取組状況	仕事と家庭の両立を考え復職や求職を考えている女性を対象に就労支援セミナーを2回（計6日間）実施。女性が自信をもって社会参加できるよう支援するとともに、就労について積極的に考えられる機会を提供した。 延べ参加人数：55名
男女共同参画の視点から見た効果	仕事と家庭生活、育児、介護等との両立が図られる。
今後の課題等	参加者にとって有益な講座となるよう、内容を工夫して開催する。

主要課題３ ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
個別課題９　男女共同参画に向けた雇用環境の調整促進

事業名	【重点】　※ ワーク・ライフ・バランス推進事業	No.	18
		所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	関係機関等と連携し、各事業所等へ、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する講座、イベントの周知、また、情報提供等を行います。 周知については、市公式Webサイト等を積極的に活用します。		
目標	事業所等への男女共同参画啓発活動の回数		

年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	―	１回以上	１回以上	１回以上
実績	１回	１回	１回	２回

取組状況	ワーク・ライフ・バランスセミナー及び関連講座をそれぞれ１回ずつ開催し、いずれも好評を得た。 ・セミナー：ペップトーク講座　9月25日　参加20名 　働く人がそれぞれの能力を生かし働き続けることのできる職場作りに向け、関係者が共に考え学ぶ機会を作ることを目的に開催 ・関連講座：時短家事講座　10月19日　参加44名 　主に子育て世代を対象に、日々の生活に活用できるアイデアやヒントを学ぶことを目的に開催
男女共同参画の視点から見た効果	男女共に個性と能力が発揮できる社会づくりにつながる。
今後の課題等	さらに啓発を推進するため、庁内外の関係部署や関係団体と連携し、事業を進める。

主要課題３ ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
個別課題１０　男女が共に働き続けるための社会環境の整備

事業名	※ 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進	No.	19
		所管課	男女共同参画・多様性社会推進課、職員課
事業概要	市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取ることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、男女それぞれのワーク・ライフ・バランスを推進します。		
目標	市職員の育児休業、介護休暇取得等に関する情報発信回数		

年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	―	１回以上	１回以上	１回以上
実績	―	47回	48回	21回

取組状況	職員みんなで支え合い計画（第3次市川市役所次世代育成支援行動計画）に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、育児休業から復帰した職員による、育児休業取得予定の職員に向けた説明会が1回開催された。 また、平成29年5月に、市職員向け情報紙「ワークライフバランス通信」が職員課より創刊され、平成31年度には20回の配信があった。 〇平成31年度取得状況 ・育児休業　男性10名／対象者65名中（15.4%） 女性45名／対象者46名中（97.8%） ・介護休暇　6名（うち男性職員1名） 〇平成31年度平均残業時間　13.0時間／月
男女共同参画の視点から見た効果	市職員が男女共に安心して就労を続けられることにより、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られる。
今後の課題等	長時間労働を是正し、休暇が取得しやすい職場環境となるよう「働き方改革」を推進する。

主要課題４　男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
個別課題１１　生活の場での自立の推進

事業名	生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施	No.	20
		所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	家庭において、家族一人ひとりが家族の一員として協力し支え合う意識を持てるよう、男性向けの料理教室等、生活の場での自立の推進に向けた講座等を男女共同参画センター使用団体等と連携し実施します。		
目標	生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施回数		

年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）
所管課自己評価	―	十分達成できた	概ね達成できた	十分達成できた
目標数値	―	１回	１回	１回
実績	１回	１回	１回	１回

取組状況	若い世代も参加できるよう、日曜日に２回、男性の料理教室を開催した。 6月9日、23日　参加人数　14名（延べ28名）
男女共同参画の視点から見た効果	生活の場での自立に向けた技術を習得することで、家庭内の性別役割分担意識の解消が図られる。
今後の課題等	地域とのかかわりの少ない男性が、周囲の人たちと協力しあえる関係性を構築するためのきっかけ作りとなる講座を検討していく。

主要課題４　男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
個別課題１５　自立を支援する総合相談事業の推進

事業名	女性のための相談			No.	21
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、解決方法を見つけることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。				
報告	相談件数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）	
所管課自己評価	—	—	—	—	
目標数値	—	—	—	—	
実績報告値	1,884件	2,139件	1,905件	2,735件	
取組状況	女性相談員がＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談やその他一般の相談に応じた。相談者が抱える問題を整理し、福祉的な支援が必要なときは、適切な支援機関につないだ。平成31年度は、ＤＶ相談、一般相談共に前年度より多くの案件に対応した。 〇相談件数 ・平成31年度　ＤＶ　823件、その他一般　1,912件 ・平成30年度　ＤＶ　657件、その他一般　1,248件 【相談時間】平日９時～１６時、土９時～１２時３０分 （男女共同参画センター休館日を除く）				
男女共同参画の視点から見た効果	相談事業を充実させることで、女性の自立に寄与することができる。				
今後の課題等	相談者の状況に応じて幅広く情報提供できるよう、さまざまな支援機関の情報を収集する。また、ＤＶに関する相談に適切に対応するため、女性相談員・相談担当職員が国や千葉県等が実施する研修に参加してスキルアップを図る。				

主要課題４　男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
個別課題１５　自立を支援する総合相談事業の推進

事業名	女性弁護士による女性のための無料法律相談			No.	22
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。また、法律相談の利用促進のための啓発を行います。				
報告	相談件数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）	
所管課自己評価	—	やや不十分だった	やや不十分だった	やや不十分だった	
目標数値	—	—	—	—	
実績報告値	133件	122件	96件	127件	
取組状況	女性弁護士が法的な問題に関する相談に応じた。 相談枠にゆとりがあったため、「やや不十分」と評価した。 【相談時間】毎週水曜日１３時～１７時（１日最大５名） （男女共同参画センター休館日を除く）				
男女共同参画の視点から見た効果	相談事業を充実させることで、女性の自立に寄与することができる。				
今後の課題等	法律相談の利用件数が減少傾向にあるため、市の広報紙等で相談窓口を周知して利用者の増加を図る。				

主要課題５　生涯を通じた健康支援
個別課題１６　生涯を通じた健康の管理・保持増進

事業名	【新規】 健康についての意識啓発のための 講座等の実施			No.	23
				所管課	男女共同参画・多様性 社会推進課
事業概要	健康についての意識啓発を行うために、健康についての意識を高めるための講座等を実施します。				
目標	健康についての講座等の実施回数				
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第６次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	1回	1回	1回	
実績	―	1回	1回	1回	
取組状況	ヨガを通じて健康に関する意識啓発を行い、健康状態の適切な自己管理や、健康保持増進等の健康意識を高めてもらうことを目的に、講座を開催。より良く生きるためのツールとして年齢、性別、時間、場所を選ばないヨガを推奨し、好評を得た。 10月5日　参加人数　29名				
男女共同参画の視点から見た効果	健康についての意識啓発を行うことで、生涯を通じた健康に寄与することができる。				
今後の課題等	講座の内容柄か、男性の参加者が少ない。男女問わず興味を持ってもらえるような広報の手法を検討し、幅広い層からの参加を募る。また、健康増進の観点から、保健センターとの協働イベント等を検討する。				

主要課題６　人権を侵害する暴力の根絶
個別課題１９　暴力を許さない社会の基盤づくり

事業名	市民等への人権啓発情報の発信			No.	24
				所管課	男女共同参画・多様性 社会推進課
事業概要	人権擁護委員の日（6月1日）や人権週間（12月4日～10日）を中心に、広報等で啓発活動を行います。				
目標	人権啓発活動の市広報掲載回数				
年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第６次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	2回	2回	2回	
実績	2回	2回	2回	2回	
取組状況	人権擁護委員の日及び人権週間に合わせ啓発活動を実施。 【人権擁護委員の日】 ・コルトンプラザで人権啓発用グッズ配布とアンケートの実施 【人権週間】 人権原画ポスター展示／仮本庁舎前懸垂幕掲示／ハートフルヒューマンフェスタいちかわ2019開催／広報による人権週間の周知				
男女共同参画の視点から見た効果	男女共同参画社会の実現には人権の尊重が不可欠であり、本事業により人権意識の高揚が図られる。				
今後の課題等	人権擁護委員及びその活動があまり知られていないため、啓発方法を検討していく。				

主要課題６　人権を侵害する暴力の根絶
個別課題１９　暴力を許さない社会の基盤づくり

事業名	「ヒューマンフェスタいちかわ」による人権啓発			No.	25
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	人権に関する情報の広報・啓発を行います。				
目標	「ヒューマンフェスタいちかわ」開催回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	１回	１回	１回	
実績	１回	１回	１回	１回	
取組状況	ハートフルヒューマンフェスタいちかわ2019 ～人権と平和の集い～ 日時：令和元年12月１日（日）13:30～15:35 【プログラム】 ①中学生人権作文コンテスト優秀作品朗読 ②市内小中学校合唱部による合唱 ③講演　講師：安田菜津紀（フォトジャーナリスト） 来場者数　３１９名				
男女共同参画の視点から見た効果	男女共同参画社会の実現には人権の尊重が不可欠であり、本事業により人権意識の高揚が図られる。				
今後の課題等	アンケート回答者の約6割が50代以上のため、幅広い年代層の考えを把握できるよう開催方法等について検討していく。				

主要課題６　人権を侵害する暴力の根絶
個別課題２０　被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援

事業名	家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催			No.	26
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課ほか４課
事業概要	ＤＶ、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。				
目標	家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	やや不十分だった	
目標数値	―	２回	２回	２回	
実績	２回	２回	２回	１回	
取組状況	要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、事例の対応、問題点、課題等について、関係機関、関係部署の職員が出席し、情報共有が図った。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため２回目の実施を見送り、実績が1回となった。				
男女共同参画の視点から見た効果	被害者支援を行うことで、被害者の人権が守られ、男女共同参画社会の実現に寄与することができる。				
今後の課題等	被害者支援について関係機関、関係部署と共通認識を持ち、更に支援を充実させることができるよう、ネットワーク会議を通じて関係部署の連携を強化していく。				

主要課題７　男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進
個別課題２２　在住外国人と共に目指す男女共同参画社会

事業名	相互理解のための啓発・交流事業			No.	27
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	在住外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、各種活動に参画でき、安心して暮らしやすい地域社会をつくるため、関係部署・関係機関等と連携し、多様な生き方を認め合える意識啓発や交流活動を行います。				
目標	在住外国人との交流活動の実施回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	不十分だった	
目標数値	―	1回	1回	1回	
実績	1回	1回	1回	0回	
取組状況	より多くの外国人を集客し人権の啓発ができるよう、国際交流協会と連携し、アンケートの実施やシンポジウムへの参加を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、イベントの開催が延期となり、実施が叶わなかった。				
男女共同参画の視点から見た効果	在住外国人との交流を持つことで、互いの生活や文化を理解・尊重しながら安心して暮らしやすい地域社会づくりに寄与する。また、多様な生き方を認め合える意識を向上させる。				
今後の課題等	国際交流協会との連携を始めて間もない状況なので、今後も引き続き在住外国人の人権啓発のために情報の収集を継続していく必要がある。				

主要課題８　男女共同参画を推進する体制の整備
個別課題２３　推進体制の充実

事業名	男女共同参画に関する情報収集			No.	28
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	男女共同参画の推進に関する、国・県・近隣市の取り組み等の情報を収集します。また、先進的な取組みについては、事業に反映していきます。				
報告	国・県等が実施する会議や研修等に参加した回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第６次実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	―	―	―	
目標数値	―	―	―	―	
実績報告値	24回	21回	25回	15回	
取組状況	千葉県内の男女共同参画センターに関する連絡会議や男女共同参画行政に関する会議に出席し、他市と男女共同参画に関する情報交換を行った。 また、千葉・葛南地域で活動する千葉県男女共同参画地域推進員の事業や事業の報告会にも参加し、近隣市との情報交換を行った。 平成31年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催見送りとなった会議及があった。				
男女共同参画の視点から見た効果	地域における男女共同参画の推進につながる。				
今後の課題等	参考になる県や近隣市の取り組みは、積極的に取り入れ、男女共同参画センターの運営や啓発活動等に活かしていく。 自然災害の相次ぐ状況から、「防災と女性」に関連する講座等が好評のようであり、引き続き本市の事業への取入りれを検討していく。				

主要課題８　男女共同参画を推進する体制の整備
個別課題２４　計画の進行管理の充実

事業名	男女共同参画に関する 市民意識調査の実施	No.	29
		所管課	男女共同参画・多様性 社会推進課
事業概要	男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握できる市民意識調査（e-モニターアンケート）を実施します。 また、他課の市民意識調査の結果を把握し、必要に応じ、事業に反映していきます。		
目標	市民意識調査（e-モニターアンケート）の実施回数		

年度 項目	現状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (第６次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	―	1回	1回	1回
実績	１回	1回	1回	2回

取組状況	男女共同参画に関する市民の意識や認識度を把握するため、e-モニター制度によるアンケートを実施した。 平成31年度は例年の調査に加え、次期計画策定に向けての調査を臨時で1回実施している。
男女共同参画の視点から見た効果	アンケートにより市民意識の変化を見ることは、今後の男女共同参画関連事業推進の目安となる。
今後の課題等	男女が互いの人権を尊重して責任をわかち合い、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の推進状況を把握していくため市民意識調査を継続していく。

資料３

市川市男女共同参画基本計画第６次実施計画

平成３１年度年次報告書　説明資料

議題１　平成３１年度　市川市男女共同参画基本計画第６次実施計画
年次報告について

※元号につきまして正確には令和元年度の実績報告となりますが、第６次実施計画策定時の「平成３１年度」表記のまま、報告を行います。

【参照】 資料２

【根拠】

当該報告は、市川市男女共同参画社会基本条例　第９条において、本計画における施策の実施状況を、「市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする」との規定に基づき、ご報告をするものです。

【年次報告に関する説明】

ページ２

第６次実施計画の年次報告は、進行管理事業について目標値とその実績から、「十分達成できた」から「不十分だった」までの４段階で評価をしています。一部、評価には適さない事業に関しては、「所管課自己評価」の欄の記載がありません。

ページ３

平成２０年に策定した市川市男女共同参画基本計画の体系図になります。

主要課題８、個別課題２４、施策７８に体系化されており、この基本計画に基づき、第６次実施計画が策定されています。第６次実施計画では９０の事業を設定しており、そのうち、他の関連計画等に進行管理を委ねている関連事業が６１事業あります。

ページ４～７

第６次実施計画で進行管理していく２９の事業についての概要です。

【主要課題ごとのまとめ】

ページ８

成果指標に係る平成３１年度の結果およびその達成率となります。主要課題１を除き、市川市ｅ-モニター制度によるアンケート結果を成果指標としています。

主要課題１　あらゆる分野への男女共同参画の促進

２つの成果指標に対する平成３１年度の結果は、「各種審議会等の女性委員割合」が目標値３８％に対して２９．８％、「市職員の女性管理職割合」は目標値２６％に対して２０．７％という結果となりました。

市職員の女性管理職割合は横ばいであり、審議会の女性委員の割合は微増となりました。目標値の達成はもちろんですが、政策・方針決定過程に男女がともに参画できるよう、進行管理事業を中心に、女性登用促進のための取り組みを行います。

主要課題２　男女共同参画の意識づくりと教育の推進

成果指標の目標値２０％に対して結果は１５．７％という結果となりました。昨年度より上昇したものの、アンケートでは、「男性が優遇されている」と感じている方が約６２％を占めております。次世代を見据えた男女平等教育の推進や、情報の発信により、男女の地位が平等となっていると感じる方が増えるよう、これからも様々な機会を通じ啓発を行います。

主要課題３　ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現

成果指標の目標値８５％に対して、６９．５％という結果となりました。ワーク・ライフ・バランスという言葉の周知度は、第６次実施計画の３カ年を通しても７割弱にとどまる結果となり、周知度拡大のためにはさらに特色ある講座等の開催の検討が必要であると考えます。また、引き続き積極的な情報発信にも努めてまいります。

主要課題４　男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

成果指標の目標値５１％に対して、４５．１％という結果となりました。

４割弱の方が、夫は外で働き、妻は家を守る方がよいとの考えであったことから、性別役割分担意識の解消に向け、幅広い世代に対し周知と啓発を継続していく必要があります。

主要課題５　生涯を通じた健康支援

成果指標の目標値７０％に対し、６５．０％という結果となりました。

目標値は下回ったものの、多くの方が健康のため、何らかの取り組みを行っていることがわかる結果となりました。健康増進の観点から、今後は保健センターとの協働による企画を検討し、市民の健康の保持増進を支援します。

主要課題６　人権を侵害する暴力の根絶

成果指標の目標値８９％に対し、９５．６％の方がＤＶは人権侵害であると認識していることがわかりました。

人権侵害の認識や、ＤＶを含む暴力は決して許されるものではない、との考えが着実に浸透してきていると実感できる結果となりました。今後も多くの方に正しい知識を持っていただけるよう、啓発に努めます。

主要課題７　男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進

成果指標の目標値６６％に対し、６３．２％という結果となりました。

開催延期とはなりましたが、東京オリンピック・パラリンピックを控え、国際交流、国際理解に対する気運の高まる時期であると考えます。これを良い機会ととらえ、多文化理解の先に生活者としての外国人の安心安全や人権への配慮が推進されるよう努めます。

主要事業８　男女共同参画を推進する体制の整備

成果指標の目標値９０％に対し、８４．２％という結果となりました。

「男女共同参画」の必要性について、啓発紙や講座、講演会などを通じて今後も広く周知します。

【事業報告】

ページ９

９ページ以降は、個別の事業報告書となります。

それぞれの事業において、計画期間である３カ年の進行状況を比較できるよう作成するもので、平成３１年度は３カ年の最終年度です。

重点事業、新規事業および女性活躍推進法の推進計画の実施事業として位置付けられている事業を中心に、平成３１年度の事業の取組みと進捗を抜粋で説明します。

１　審議会等への女性委員の参画推進

平成３１年４月１日現在の女性委員の割合が、２８．７％であったことを受け、目標数値に達していない審議会等に対し改善計画書の提出を求めました。

残念ながら、女性委員のいない審議会等も存在します。今後も、委員の改選時期等、適切なタイミングで要請を行い、女性登用が促進されるよう積極的に働きかけを行います。

２　女性職員の管理職登用の促進

女性職員の上位職昇任への意識啓発として、管理職昇任試験の受験資格を初めて有した女性職員と、翌年に有する女性職員に対し、「女性職員研修」を実施しました。

管理職昇任試験における女性の割合は、上昇傾向にあります。女性職員研修による意識改革と並行し、働きやすい職場環境の整備に取り組むことで、管理職昇任試験受験者の増を目指すとともに、ロールモデルについても増やしていきたいと考えます。

ページ１０

３　市川市女性人材登録台帳の活用

平成３１年度は、男女共同参画センターで開催された講座やセミナーの講師等に台帳への登録を依頼しました。

登録者を増やすとともに、より利用しやすい台帳となるよう整備を行い、今後も積極的な活用を働きかけます。

４　市職員への男女共同参画に関する研修の実施

ワーク・ライフ・バランスセミナー及び関連講座は、市の職員も受講可能な講座としました。市職員全体で男女共同参画の意識を持てるような研修を今後も実施してまいります。

ページ１１

６　市民・使用団体等への男女共同参画情報の発信

平成３１年度は、情報紙を４回発行したほか、男女共同参画週間等に合わせた広報紙や市公式Ｗｅｂサイト上での情報発信、当センターで開催される講座や、イベントに関する情報発信を行いました。今後もより多くのツールを活用しながら、情報発信を行います。

ページ１２

７　男女共同参画推進のための講演会・講座の実施

平成３１年度は主催と共催を含め、１６回の講座等を実施しました。これからも、多くの人が興味を持って参加を希望し、かつ、満足していただける講座等を企画します。

ページ１４

１１　未就学児への男女共同参画啓発

保育園や幼稚園の園児を対象に、人権意識の啓発を行うものです。

平成３１年度は、大洲幼稚園で人権擁護委員が紙芝居による人権教室を実施しました。未就学の早い段階から人権問題に触れることは非常に重要であると考えており、今後も継続して活動を実施します。

ページ１５

１３　人権講演会の実施

中学生に人権の尊さを理解してもらえるよう、人権講演会を実施するものです。

平成２９年度は２校、平成３０年度は３校、平成３１年度はさらに２校増やして５校での実施となりました。今後もより多くの生徒が受講できるような講演会の実施方法を検討します。

ページ１７

１７　就労支援に関する講座等の実施

平成３１年度は、復職や求職を検討している女性を対象に、パソコン操作に関するセミナーを開催しました。

女性活躍推進法の施行も踏まえ、ハローワークや関係部署、支援団体と連携しながら、より有益な講座となるよう今後も内容を工夫して実施します。

１８　ワーク・ライフ・バランス推進事業

事業所等に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行うものですが、平成３１年度は、ワーク・ライフ・バランスセミナー及び関連講座をそれぞれ開催いたしました。継続した開催により、庁内外の関係部署や関係団体と連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

ページ１８

１９　市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進

平成３１年度は、育児休業から復帰した職員による説明会が１回実施され、ワーク・ライフ・バランス通信による定期的な情報配信が行われました。

第４次市川市役所次世代育成支援行動計画である「職員みんなで支え合い計画」と連動し、長時間労働の是正や、年次有給休暇の積極的な取得など職場環境を改善しながら、市職員が安心して就労を続けられるよう取り組んでまいります。

ページ２０

２３　健康についての意識啓発のための講座等の実施

健康についての意識啓発のための講座を実施するもので、第６次実施計画の新規事業です。平成３１年度は平成３０年度に引き続きヨガ講座を開催し、好評をいただきました。生涯を通じた健康に寄与するため、各世代に向けた啓発を行います。

ページ２２

２７　相互理解のための啓発・交流事業

　在住外国人が安心して暮らしやすい地域社会をつくるための意識啓発や交流活動を行うものです。平成３１年度は、アンケート実施による生活者として外国人の実情把握を、国際交流協会のご支援のもと行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、アンケート実施予定であったイベント自体の開催が見送られ、アンケートの実施が叶いませんでした。引き続き関係団体と連携のうえ、在住外国人の実態、実情をつぶさに把握し施策に反映したいと考えます。

ページ２３

２９　男女共同参画に関する市民意識調査の実施

　アンケートの回答を見ますと、男女の地位の平等については、進んでいるとは言い難い結果です。男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、実施計画を着実に進めていきます。

資料４

《市川市男女共同参画推進審議会》

市　川　市　男　女　共　同　参　画　基　本　計　画

第　３　次　Ｄ　Ｖ　防　止　実　施　計　画　（平成29～31年度）

平成31年度　年次報告書

市川市

令和2年7月　　多様性社会推進課

目　　次

1．年次報告に関する説明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2．体系図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3．事業別一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4　～　6

4．基本目標ごとのまとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

5．事業ごとの実績報告書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8　～　22

∞年次報告に関する説明∞

本報告は、 市川市男女共同参画基本計画に基づく「第6次実施計画」の一部分である「第3次ＤＶ防止実施計画」に記載されている進行管理事業について、市川市男女共同参画社会基本条例第9条第1項に定める平成31年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

○ 事業別一覧（4～6頁）は、各事業ごとの事業概要をまとめたものです。

○ 主要課題ごとのまとめ（7頁）は、成果指標に係るe-モニターアンケートの結果、及び、達成率を掲載しています。　※達成率（％）　＝　結果　÷　目標値

○ 8～22頁は、各事業ごとの実績報告書です。

○ 所管課自己評価について
進行管理事業について、目標数値とその実績から4段階で評価しています。

□ ：　十分達成できた
□ ：　概ね達成できた
□ ：　やや不十分だった
□ ：　不十分だった

資料

第3次ＤＶ防止実施計画の体系図

基本理念

ＤＶの根絶

基本目標

- 基本目標　Ⅰ　ＤＶを許さない社会づくり
- 基本目標　Ⅱ　安全で安心できる相談体制の充実
- 基本目標　Ⅲ　実効性のある自立支援の充実
- 基本目標　Ⅳ　ＤＶ根絶の推進体制

取組の方向

- １　ＤＶ防止の啓発
- ２　ＤＶ予防教育の推進
- ３　ＤＶ被害者の発見
- ４　相談業務の充実
- ５　被害者の安全確保
- ６　職務関係者の資質向上
- ７　被害者の生活再建支援
- ８　子どもに関する支援
- ９　関係機関・関係部署との連携

事　　業

- １．相談窓口の周知活動（重点）
- ２．ＤＶ根絶強化月間の実施
- ３．人権擁護委員との協働
- ４．学校におけるデートＤＶ、ストーカーの予防啓発（新規）
- ５．関係部署に向けた啓発
- ６．教育現場の職員に向けた啓発
- ７．通報への的確な対応
- ８．支援計画による情報共有（重点）
- ９．女性弁護士による無料法律相談の実施
- １０．外国人への相談の配慮（重点）
- １１．高齢者・障がい者への相談の配慮
- １２．被害者の個人情報の適切な管理
- １３．相談員ケース検討会議の実施
- １４．警察との連携強化
- １５．緊急一時保護の実施
- １６．DV相談担当職員のスキルアップ研修
- １７．生活再建に必要なＤＶ相談証明書の発行
- １８．就労に向けた支援
- １９．施設等退所後に居住する自治体等への情報提供
- ２０．保護命令申立てに関する助言・支援
- ２１．訪問面接の実施
- ２２．同行支援の実施
- ２３．子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携
- ２４．就学における支援
- ２５．保育園等の入園における支援
- ２６．家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施（重点）
- ２７．ＤＶ被害者の保護及び支援に関する会議の実施
- ２８．個別ケース検討会議の実施
- ２９．支援団体との連携（新規）

■事業別一覧　　資料

No.	事業名	事業概要
基本目標Ⅰ　ＤＶを許さない社会づくり		
取組の方向１　ＤＶ防止の啓発		
1	［重点］ 相談窓口の周知活動	相談窓口の周知のため、案内チラシ・カードを関係部署の窓口に配布します。また、外国人への周知として、５ヶ国語（英語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語）に対応した案内チラシ・カードも配布します。
2	ＤＶ根絶強化月間の実施	本市は、内閣府が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に併せた取り組みとして、毎月１１月をＤＶ根絶強化月間と位置づけ、子育て世代やＤＶについての認識が薄いシニア世代など、様々な世代に向けてＤＶ防止の啓発を行います。
取組の方向２　ＤＶ予防教室の推進		
3	人権擁護委員との協働	人権擁護委員と協働し、小学生（市立小学校３９校）を対象に人権教室を毎年３９校、中学生（市立中学校１６校）を対象に人権講演会を毎年２校行います。
4	［新規］ 学校におけるデートＤＶ、ストーカーの予防啓発	教育委員会や学校と連携し、学校の教職員や生徒を対象に、デートＤＶやストーカーの予防啓発に取り組みます。
取組の方向３　ＤＶ被害者の発見		
5	関係部署に向けた啓発	市役所内の窓口でＤＶ被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう、職員に向けて「ＤＶとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。
6	教育現場の職員に向けた啓発	教育現場でＤＶ被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう小中学校、幼稚園、保育園の職員に向けて「ＤＶとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。
7	通報への的確な対応	市民や医療機関、警察等からの通報に対しては、ＤＶ被害者が加害者に知られることなく、安全に相談できるように通報者と連携するとともに、その状況が緊急または重篤である場合には、医療機関、警察等に出向き、相談を実施し、ＤＶ被害者の早期発見に努めます。
基本目標Ⅱ　安全で安心できる相談体制の充実		
取組の方向４　相談業務の充実		
8	［重点］ 支援計画による情報共有	個々のケースの状況に配慮し支援計画を立てます。女性相談員やＤＶ担当職員が相談者に関する情報や支援方法を共有し、支援体制を強化します。
9	女性弁護士による無料法律相談の実施	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。
10	［重点］ 外国人への相談の配慮	ＤＶ被害を受けている外国人への相談を行います。言葉の壁がある外国人ＤＶ被害者には通訳を依頼できるような相談体制の整備に取り組みます。

No.	事業名	事業概要
11	高齢者・障がい者への相談の配慮	高齢者および身体・知的・精神など障がいのあるＤＶ被害者（虐待被害者を含む）に配慮した相談を行います。必要に応じて関係部署と連携し、迅速な対応を図ります。
12	被害者の個人情報の適切な管理	「市川市個人情報保護条例」に基づき、ＤＶ被害者の個人情報の適切な管理を行います。
13	相談員ケース検討会議の実施	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。
取組の方向５　被害者の安全確保		
14	警察との連携強化	加害者から追及される危険性が高いＤＶ被害者および同伴する子どもについて、警察と緊密に連携をとりながら安全確保を図ります。
15	緊急一時保護の実施	安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、ＤＶ被害者および同伴する子どもを一時保護します。
取組の方向６　職務関係者の資質向上		
16	ＤＶ相談担当職員のスキルアップ研修	相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、潜在している危険性を見抜く力、各種法的制度の理解など、ＤＶ相談担当職員が国や県等が主催する研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。
基本目標Ⅲ　実効性のある自立支援の充実		
取組の方向７　被害者の生活再建支援		
17	生活再建に必要なＤＶ相談証明書の発行	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なＤＶ相談証明書を発行します。
18	就労に向けた支援	就労支援に関するセミナー等を実施します。また、千葉県が実施する講座やハローワークを活用できるよう就労支援に関する情報提供も行います。
19	施設等退所後に居住する自治体等への情報提供	一時保護施設退所後の継続的な自立支援の一つとして、ＤＶ被害者とその子どもの状況に応じて、居住する自治体等に情報提供を行います。
20	保護命令申立てに関する助言・支援	保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。
21	訪問面接の実施	ＤＶ被害者の状況に応じて、女性相談員またはＤＶ担当職員が訪問面接し、ＤＶ被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。
22	同行支援の実施	ＤＶ被害者および同伴者に必要な病院の受診や母子生活支援施設の見学、施設入所のための面接など日常生活や生活再建に必要な同行支援を行います。

No.	事業名	事業概要
取組の方向８　子どもに関する支援		
23	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携	ＤＶ被害者の子どもの心のケアおよび健やかな発達を支援するため、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。
24	就学における支援	教育委員会と連携し、ＤＶ被害者の子どもの転校における支援を行います。また、学校に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。
25	保育園等の入園における支援	ＤＶ被害者が生活再建のために就労できるよう、必要に応じてＤＶ相談証明書を発行し、同伴する子どもの保育園等の入園のための支援を行います。また、保育園等に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。
基本目標Ⅳ　ＤＶ根絶の推進体制		
取組の方向９　関係機関・関係部署との連携		
26	［重点］ 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施	ＤＶ、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の家庭における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワーク会議の代表者会議を開催し、情報の共有化を図るとともに連携を強化します。
27	ＤＶ被害者の保護及び支援に関する会議の実施	ＤＶ被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告およびその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を開催します。
28	個別ケース検討会議の実施	ＤＶ被害者支援のための情報の共有および関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。
29	［新規］ 支援団体との連携	ＤＶ被害者の支援のための活動をしている団体と連携し、ＤＶ防止の啓発活動やＤＶ被害者支援のための事業を行います。

■基本目標ごとのまとめ

資料

（基本目標ごとに設定した成果指標について）
※市川市ｅーモニター制度によるアンケート結果を成果指標としています。

基本目標	成果指標	現状値	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
			結果(上段)/目標値(下段)	達成率	結果(上段)/目標値(下段)	達成率	結果(上段)/目標値(下段)	達成率
Ⅰ ＤＶを許さない社会づくり	DVを知っている人の割合	92% (平成27年度)	90.9% 95%以上	95.7%	99.5% 95%以上	104.7%	99.2% 95%以上	104.4%
Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実	本市にＤＶに関する相談窓口があることを知っている人の割合	47% (平成28年度)	54.2% 50%	108.4%	59.6% 55%	108.4%	73.6% 60%	122.7%
Ⅲ 実効性のある自立支援の充実	本市のＤＶに関する支援について知っている人の割合	27% (平成28年度)	48.4% 30%	161.3%	52.9% 33%	160.3%	66.2% 36%	183.9%
Ⅳ ＤＶ根絶の推進体制	市の行政支援に期待する人の割合	78% (平成28年度)	77.5% 80%	96.9%	81.2% 83%	97.8%	78.7% 86%	91.5%

基本目標Ⅰ　ＤＶを許さない社会づくり
取組の方向１　ＤＶ防止の啓発

事業名	［重点］　相談窓口の周知活動			No.	1
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	相談窓口の周知のため、案内チラシ・カードを関係部署の窓口に配布します。また、外国人への周知として、５ヶ国語（英語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語）に対応した案内チラシ・カードも配布します。				
目標	配布箇所数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	概ね達成できた	概ね達成できた	概ね達成できた	
目標数値	―	70箇所以上	70箇所以上	70箇所以上	
実績	70箇所	68箇所	66箇所	66箇所	
取組状況	カード配布と市公式Webサイトにより相談窓口を案内した。平成30年度より、市公式Webサイトの相談窓口案内ページの２次元コードが付いたカードへ変更。また、外国人の国籍別市内在住人口や市役所の外国人相談窓口利用者数と窓口での対応言語を調べ、外国語カードを英語と日本語の並記・中国語・スペイン語・ベトナム語の４種類とした。 カード配布先は以下のとおり。 【配布先】 ・市民窓口となる庁内各課　37課 ・市内公民館　16館 ・仮本庁舎（女性トイレ）　4箇所 ・男女共同参画センター（女性トイレ）　4箇所 ・公民館に併設されていないこども館　5箇所				
今後の課題等	韓国語及びタガログ語のカードについて、平成31年度に翻訳が完了、令和2年度に配布を進めていく。 庁内関係部署・施設のほか、医療機関や商業施設等への配布を検討していく。				

基本目標Ⅰ　ＤＶを許さない社会づくり
取組の方向１　ＤＶ防止の啓発

事業名	ＤＶ根絶強化月間の実施			No.	2
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	本市は、内閣府が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に併せた取り組みとして、毎年１１月をＤＶ根絶強化月間と位置づけ、子育て世代やＤＶについての認識が薄いシニア世代など、様々な世代に向けてＤＶ防止の啓発を行います。				
目標	啓発活動回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	1回	1回	1回	
実績	1回	6回	5回	6回	
取組状況	①市公式Webサイトにて「ＤＶ根絶強化月間」特集 ②男女共同参画センター情報紙「ウィズレター」にて啓発 ③広報いちかわ（11月1週号）にて月間記事を掲載 ④市内の民生委員児童委員に向けてＤＶ防止啓発チラシを配布（市川市社会福祉協議会に依頼） ⑤アートスペースベルヴィを開催し、女性のための居場所提供とＤＶに関する情報提供を行った。 ⑥千葉県との共催により「女性に対する暴力をなくす運動」街頭イベントを実施 （11月7日　市川ニッケコルトンプラザ） ＤＶ防止講座として「傷ついた心のケア講座」を、ＤＶ防止関連講座として「アンガーマネジメント講座」及び「親子ＤＥ護身術」を企画し実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施を見送っている。				
今後の課題等	子育て世代やシニア世代、ＤＶ加害者の気づきにつながる啓発を実施していく。				

基本目標Ⅰ　ＤＶを許さない社会づくり
取組の方向２　ＤＶ予防教育の推進

事業名	人権擁護委員との協働			No.	３
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	人権擁護委員と協働し、小学生（市立小学校３９校）を対象に人権教室を毎年３９校、中学生（市立中学校１６校）を対象に人権講演会を毎年２校行います。				
目標	実施校数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	41校	41校	41校	
実績	41校	41校	42校	45校	
取組状況	市内公立小学校３９校及び、市内私立小学校１校の計176学級で人権教室を実施し、前年度と比べ、9学級増加した。 また、中学校では平成31年度より2校増の５校で人権講演会を実施した。 そのほか、幼稚園1園で人権啓発活動を実施した。				
今後の課題等	児童や生徒が在学中に人権教室や人権講演会を受講できるよう学校と連携しながら実施に努める。				

基本目標Ⅰ　ＤＶを許さない社会づくり
取組の方向２　ＤＶ予防教育の推進

事業名	［新規］　学校におけるデートＤＶ、ストーカーの予防啓発			No.	４
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	教育委員会や学校と連携し、学校の教職員や生徒を対象に、デートＤＶやストーカーの予防啓発に取り組みます。				
目標	啓発活動回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	1回	1回	1回	
実績	1回	1回	1回	1回	
取組状況	平成25年度から市内の高校の生徒にデートＤＶのリーフレットを配布している。 平成31年度は、市内の高校（15校）の1年生にデートＤＶのリーフレットを配布した。				
今後の課題等	生徒だけでなく学校職員についても、デートＤＶについて正しく理解し適切な対応が取れるよう継続的に啓発していく必要がある。				

基本目標Ⅰ　ＤＶを許さない社会づくり
取組の方向３　ＤＶ被害者の発見

事業名	関係部署に向けた啓発			No.	5
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	市役所内の窓口でＤＶ被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう、職員に向けて「ＤＶとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。				
目標	市役所内の職員に向けた情報発信回数（啓発メール）				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	1回	1回	1回	
実績	―	2回	2回	2回	
取組状況	全職員を対象に「ＤＶ被害者支援のための情報レター」を配信した。記事内容は「ＤＶを知っていますか」、「業務中にＤＶ被害に悩んでいる方に出会ったら」、「ＤＶ加害者への対応はどうする」、「ＤＶ被害者のための相談窓口」等。 その他、定期的に職員に向けて配信する男女共同参画レターで「ＤＶ根絶強化月間」を特集した。				
今後の課題等	ＤＶ被害者を適切に相談窓口に繋げられるよう、ＤＶ相談窓口について職員に周知していく。				

基本目標Ⅰ　ＤＶを許さない社会づくり
取組の方向３　ＤＶ被害者の発見

事業名	教育現場の職員に向けた啓発			No.	6
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	教育現場でＤＶ被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう小中学校、幼稚園、保育園の職員に向けて「ＤＶとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。				
目標	教育現場の職員に向けた情報発信回数（啓発ペーパー）				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	1回	1回	1回	
実績	1回	1回	1回	1回	
取組状況	市立の教育現場職員を対象に「ＤＶ被害者支援のための情報レター」を配布した。記事内容は「ＤＶとは何か（ＤＶ防止法によって守られる被害者とは）」、「ＤＶ被害者の相談窓口紹介」等。配布先は以下のとおり。 【配布先】 ・市立小中特別支援学校　56校 ・市立保育園、幼稚園　　28校				
今後の課題等	私立の教育現場職員への啓発を検討していく。				

基本目標Ⅰ　ＤＶを許さない社会づくり
取組の方向３　ＤＶ被害者の発見

事業名	通報への的確な対応			No.	7
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	市民や医療機関、警察等からの通報に対しては、ＤＶ被害者が加害者に知られることなく、安全に相談できるように通報者と連携するとともに、その状況が緊急または重篤である場合には、医療機関、警察等に出向き、相談を実施し、ＤＶ被害者の早期発見に努めます。				
報告	市民や医療機関からの通報件数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	―	―	―	
実績報告値	7件	1件	6件	22件	
取組状況	ＤＶ防止法第６条に基づく通報は、一般市民から3件、庁内福祉関係部署、教育関係部署、学校から19件寄せられ、それぞれ対応を行った。 通報者にＤＶ相談窓口について情報提供を行い、ＤＶ被害者を相談窓口に繋いでもらった。				
今後の課題等	通報は、ＤＶ被害者がケガをしている場合など、緊急的な安全確保が必要な状況が想定されるため、通報者に適切な案内ができるよう情報提供する内容を整理しておく。 また、いち早くＤＶ被害者の面接相談を実施できるような相談体制をとっておく。				

基本目標Ⅱ　安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向４　相談業務の充実

事業名	［重点］　支援計画による情報共有			No.	8
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	個々のケースの状況に配慮し支援計画を立てます。女性相談員やＤＶ担当職員が相談者に関する情報や支援方法を共有し、支援体制を強化します。				
報告	支援計画に基づき会議を実施したケース数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	―	―	―	
実績報告値	21ケース	11ケース	6ケース	42ケース	
取組状況	緊急避難したケースや、相談員と事務職員が連携して相談に臨むべきケースについて、状況に応じた支援方針を立て、支援機関とも連携・情報共有しながら対応した。				
今後の課題等	緊急避難するケースについては、複数の職員が連携して対応することから、支援経過を円滑に情報共有するために、要点をまとめた支援経過記録を作成しておく。				

基本目標Ⅱ　安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向４　相談業務の充実

事業名	女性弁護士による無料法律相談の実施			No.	9
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。				
報告	弁護士相談件数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	やや不十分だった	やや不十分だった	やや不十分だった	
目標数値	―	―	―	―	
実績報告値	133件	122件	96件	127件	
取組状況	女性弁護士が法的な問題に関する相談に応じた。 相談枠にゆとりがあったため、「やや不十分」と評価した。 【相談時間】毎週水曜日１３時～１７時（１日最大５名） （男女共同参画センター休館日を除く）				
今後の課題等	法律相談の相談枠にまだゆとりがあるため、市の広報紙等で相談窓口を周知して利用者の増加を図る。				

基本目標Ⅱ　安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向４　相談業務の充実

事業名	［重点］　外国人への相談の配慮			No.	10
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	ＤＶ被害を受けている外国人への相談を行います。言葉の壁がある外国人ＤＶ被害者には通訳を依頼できるような相談体制の整備に取り組みます。				
目標	ＤＶ被害者の支援者を養成する講座の実施回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	不十分だった	
目標数値	―	1回	1回	1回	
実績	―	2回	2回	0回	
取組状況	通訳者等の外国人支援者も受講対象としたＤＶ防止に関する講座を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施を見送り、実績なしとなった。				
今後の課題等	言語が理由で面接相談に支障がでないよう、ＤＶについて正しい理解のある通訳者の派遣を依頼していく。 また、平成31年度に実施を見送った講座について、次年度以降で実施できるよう企画をすすめる。				

基本目標Ⅱ　安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向４　相談業務の充実

事業名	高齢者・障がい者への相談の配慮			No.	11
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課、介護福祉課、障がい者支援課
事業概要	高齢者および身体・知的・精神など障がいのあるＤＶ被害者（虐待被害者を含む）に配慮した相談を行います。必要に応じて関係部署と連携し、迅速な対応を図ります。				
報告	65歳以上の高齢者および障がい者の相談件数（延べ件数）				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	―	―	―	
実績報告値	85件	38件	36件	53件	
取組状況	個々の状況に応じて支援者同伴での相談に応じた。また、相談内容に応じて適切な支援機関につなぎ、支援機関と情報共有しながら対応した。				
今後の課題等	相談に関わる職員が支援機関について広く情報収集し、相談者に必要な支援機関の情報を提供していく。				

基本目標Ⅱ　安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向４　相談業務の充実

事業名	被害者の個人情報の適切な管理			No.	12
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	「市川市個人情報保護条例」に基づき、ＤＶ被害者の個人情報の適切な管理を行います。				
報告	管理体制について				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	―	―	―	
実績報告値	―	―	―	―	
取組状況	相談者の個人情報や相談内容に関して、「市川市個人情報保護条例」や業務マニュアルに基づき適切に管理しており、相談者からの情報開示請求に対しても的確な対応を取ることができている。平成31年度は7件の情報開示請求に対応した。 相談者の自立のために支援機関につなぐことが必要な場合においては、相談者の同意を得た上で、支援機関へ情報提供している。				
今後の課題等	相談に関わる職員が個人情報の取り扱いについて正しい認識を持って対応していく。				

基本目標Ⅱ　安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向４　相談業務の充実

事業名	相談員ケース検討会議の実施			No.	13
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。				
目標	相談実施回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	12回	12回	12回	
実績	12回	19回	34回	31回	
取組状況	支援が必要な相談者やＤＶ被害の危険性の高い相談者の状況を細やかに把握するため、平成29年12月より、ケース検討会議を月1回の実施から週1回を目安とした実施に変更し、相談に関わる職員で共有・検討を行っている。				
今後の課題等	週1回程度のケース会議を継続し、相談者に信頼される相談を実施していく。				

基本目標Ⅱ　安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向５　被害者の安全確保

事業名	警察との連携強化			No.	14
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	加害者から追及される危険性が高いＤＶ被害者および同伴する子どもについて、警察と緊密に連携をとりながら安全確保を図ります。				
報告	警察と連携した件数（延べ件数）				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	―	―	―	
実績報告値	15件	13件	17件	7件	
取組状況	主に緊急避難が必要な場合に、警察と連携し、ＤＶ被害者及び同伴者の安全確保を行った。				
今後の課題等	警察はＤＶ被害者の身に危険が及ぶ場合に家庭に介入することができる機関であるため、警察と円滑に連携ができるよう、警察で受けられる支援について会議等で情報共有を図っていく。				

基本目標Ⅱ　安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向５　被害者の安全確保

事業名	緊急一時保護の実施			No.	15
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、ＤＶ被害者および同伴する子どもを一時保護します。				
報告	緊急一時保護を実施した件数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	―	―	―	
実績報告値	11件	5件	2件	2件	
取組状況	シェルター避難は、主に自宅への帰宅ができない生命・身体に危険がある相談者で、頼れる親類等がいない場合の緊急対応として実施している。 シェルターへの一時保護件数3件のうち、警察の対応件数が1件、市の対応件数が2件であった。 その他、親子間の暴力等での一時保護対応を2件行っている。				
今後の課題等	・相談者がシェルターに避難するには、入所依頼を含めて半日以上かかる状況にある。相談者の精神的な負担を減らすため、待機時間の軽減を図る。 ・相談者の避難後の生活に関する不安を軽減するため、市で実施することのできる支援について、いち早く情報提供できるよう福祉関係部署と連携していく。				

基本目標Ⅱ　安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向６　職務関係者の資質向上

事業名	ＤＶ相談担当職員のスキルアップ研修			No.	16
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、潜在している危険性を見抜く力、各種法的制度の理解など、ＤＶ相談担当職員が国や県等が主催する研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。				
目標	研修会参加数 ※国が実施する研修１回、千葉県が実施する研修２回の継続的な参加を目標としています。				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	3回以上	3回以上	3回以上	
実績	13回	8回（延べ18名参加）	8回（延べ18名参加）	21回（延べ36名参加）	
取組状況	相談に関わる職員各自が、内閣府や県主催の研修会などに参加して業務で活用できる知識の習得に励んだ。 【参加実績】 ・（国）内閣府主催研修会　　５回（延べ　７名参加） ・（県）千葉県主催研修会　１６回（延べ ２９名参加）				
今後の課題等	相談業務経験の浅い職員を中心に研修参加を促し、相談の質を向上させていく。				

事業名	生活再建に必要なＤＶ相談証明書の発行			No.	17
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なＤＶ相談証明書を発行します。				
報告	ＤＶ相談証明書の発行件数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	―	―	―	
実績報告値	136件	130件	163件	170件	
取組状況	ＤＶ被害者の生活再建（自立支援）や安全確保に必要なＤＶ相談証明書（住民基本台帳の閲覧制限に関する申出の意見書を含む）を発行した。 支援措置以外の証明書の発行は、業務改善により即日発行が可能となり、相談者の利便性の向上につながっている。				
今後の課題等	支援措置について、決定する部署とのタイムラグを最低限とし、相談者の安全性確保を確実に維持し続けていくこと。				

基本目標Ⅲ　実効性のある自立支援の充実
取組の方向７　被害者の生活再建支援

事業名	就労に向けた支援			No.	18
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	就労支援に関するセミナー等を実施します。また、千葉県が実施する講座やハローワークを活用できるよう就労支援に関する情報提供も行います。				
目標	セミナー等の実施回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	1回	1回	1回	
実績	1回	2回	2回	2回	
取組状況	男女共同参画センターで「就労支援セミナー」を2回実施した。 その他、他機関が主催する講座に、相談内容に応じて案内した。				
今後の課題等	相談者に広く講座情報を周知する。				

事業名	施設等退所後に居住する自治体等への情報提供			No.	19
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課、子育て支援課、障がい者支援課、介護福祉課、生活支援課
事業概要	一時保護時施設退所後の継続的な自立支援の一つとして、ＤＶ被害者とその子どもの状況に応じて、居住する自治体等に情報提供を行います。				
報告	居住する自治体等への情報提供件数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	―	―	―	
実績報告値	15件	4件	6件	3件	
取組状況	一時保護施設等の退所後の生活再建には、様々な支援が必要になるため、相談者の希望に応じて新たに居住する自治体や施設等の関係機関へ情報提供を実施した。				
今後の課題等	情報提供の際は、福祉関係、教育関係の部署等と役割を明確にして対応する。				

基本目標Ⅲ　実効性のある自立支援の充実
取組の方向７　被害者の生活再建支援

事業名	保護命令申立てに関する助言・支援			No.	20
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。				
報告	裁判所への書面提出件数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	―	―	―	
実績報告値	2件	2件	2件	3件	
取組状況	安全対策上、保護命令が有効な手段と考えられる相談者については情報提供を行っている。また、保護命令申立書の作成等について援助している。 また、相談者の不安解消の観点から、状況に応じ、申立て先である地方裁判所までの同行支援を行っている。				
今後の課題等	相談に関わる職員が保護命令についての理解を深め、手続きに関する説明や援助を行えるようにする。				

基本目標Ⅲ　実効性のある自立支援の充実
取組の方向７　被害者の生活再建支援

事業名	訪問面接の実施			No.	21
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課、子育て支援課、障がい者支援課、介護福祉課、生活支援課
事業概要	ＤＶ被害者の状況に応じて、女性相談員またはＤＶ担当職員が訪問面接し、ＤＶ被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。				
報告	訪問面接の実施件数（延べ件数）				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	―	―	―	
実績報告値	15件	18件	12件	13件	
取組状況	シェルターや施設に入所中のＤＶ被害者に対して訪問面接を実施し、本人の意向に沿いながら福祉支援につなげた。 ＤＶ被害者の心情を考慮し、シェルター入所後３日以内に訪問面接を実施するよう努めている。 その他、自宅や警察に保護されている被害者の元へも訪問を行った。				
今後の課題等	シェルター入所後、迅速な訪問面接が実施可能な相談体制をとっておく。				

基本目標Ⅲ　実効性のある自立支援の充実
取組の方向７　被害者の生活再建支援

事業名	同行支援の実施			No.	22
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	ＤＶ被害者および同伴者に必要な病院の受診や母子生活支援施設の見学、施設入所のための面接など日常生活や生活再建に必要な同行支援を行います。				
報告	同行支援の実施件数（延べ件数）				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	―	―	―	
実績報告値	10件	12件	3件	5件	
取組状況	シェルターや避難施設入所中のＤＶ被害者に対して、退所のための面接等が必要な際に同行支援を実施し、本人の意向に沿いながら福祉支援につなげた。 その他、突然の避難であったことを考慮し、警察の協力の元、自宅から荷物を引き上げる際の同行支援を行った。				
今後の課題等	同行支援はＤＶ加害者と遭う危険性があるため、安全に配慮しながら計画的に実施する。				

基本目標Ⅲ　実効性のある自立支援の充実
取組の方向８　子どもに関する支援

事業名	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携	No.	23
		所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	ＤＶ被害者の子どもの心のケアおよび健やかな発達を支援するため、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。		
報告	子どもに関係する部署と連携した件数（延べ件数）		

年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	―	―	―	―
実績報告値	18件	45件	95件	60件

取組状況	ＤＶ被害者の同伴児の支援機関に対し、同伴児が必要な支援を受けられるよう情報共有を行っている。支援の際、ＤＶ加害者に居場所を知られないよう注意喚起している。
今後の課題等	子どもの目の前でＤＶが起きる家庭状況は、面前ＤＶとして子どもへの精神的な虐待に該当する。ＤＶと児童虐待は密接に関係しているため、子どもの福祉についても念頭に置きながら相談対応していく。

基本目標Ⅲ　実効性のある自立支援の充実
取組の方向８　子どもに関する支援

事業名	就学における支援	No.	24
		所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	教育委員会と連携し、ＤＶ被害者の子どもの転校における支援を行います。また、学校に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。		
報告	学校関係部署と連携した件数（延べ件数） ※一時保護における件数		

年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）
所管課自己評価	―	―	―	―
目標数値	―	―	―	―
実績報告値	6件	0件	0件	1件

取組状況	義務教育課程の子どもを同伴するＤＶ被害者の緊急避難に際し、避難に伴う子どもの転校に関する情報提供、共有を行った。
今後の課題等	避難に同伴し、元々の学校へ通学できなくなる子どもについては、新しい居住地で安心して学校に通学できるように教育委員会等と連携して対応していく。

基本目標Ⅲ　実効性のある自立支援の充実
取組の方向８　子どもに関する支援

事業名	保育園等の入園における支援	No.	25
		所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	ＤＶ被害者が生活再建のために就労できるよう、必要に応じてＤＶ相談証明書を発行し、同伴する子どもの保育園等の入園のための支援を行います。また、保育園等に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。		
報告	保育関係部署と連携した件数（延べ件数）		

年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	―	―	―	―
実績報告値	7件	10件	17件	18件

取組状況	避難後に同伴児の保育園入園手続きが必要になるＤＶ被害者にに対して、避難先自治体への情報提供、ＤＶ相談証明書の発行にて支援した。また、加害者からの追及の恐れのある保育所及びこども施設運営課に情報提供を行った。 【支援の内訳】 ・保育所及び担当部署への情報提供　　１件 ・ＤＶ相談証明書による支援　　１７件
今後の課題等	避難後の生活再建において、同伴児の保育園入園を希望するＤＶ被害者のためＤＶ相談証明書等にて引き続き支援していく。

基本目標Ⅳ　ＤＶ根絶の推進体制
取組の方向９　関係機関・関係部署との連携

事業名	［重点］　家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施	No.	26
		所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	ＤＶ、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の家庭における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワーク会議の代表者会議を開催し、情報の共有化を図るとともに連携を強化します。		
目標	会議開催回数		

年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	やや不十分だった
目標数値	―	2回	2回	2回
実績	2回	2回	2回	1回

取組状況	家庭内で起こる虐待防止に関係する庁内9部署、庁外17機関が出席し、４虐待（ＤＶ・児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待）の対応状況報告や児童虐待問題に関する情報共有、虐待事例の検討等を行った。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため２回目の実施を見送り、実績が1回となった。
今後の課題等	虐待被害者が置かれている状況や関係機関が抱える問題等を共有し、支援において有益な情報交換をする。

基本目標Ⅳ　ＤＶ根絶の推進体制
取組の方向９　関係機関・関係部署との連携

事業名	ＤＶ被害者の保護及び支援に関する会議の実施				No.	27
					所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	ＤＶ被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告およびその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を開催します。					
目標	会議開催回数					
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）		
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	概ね達成できた		
目標数値	―	2回	2回	2回		
実績	2回	2回	2回	1回		
取組状況	家庭内で起こる虐待防止に関係する庁内8課、庁外5機関が出席し、ＤＶ相談の対応状況報告や事例検討等を行った。 2回目の開催にあたり、緊急案件や共有すべき情報、議題が無かったことから実施を見送り、実績が1回となった。					
今後の課題等	ＤＶ被害者が置かれている状況や関係機関が抱える問題等を実務担当者で共有し、支援において有益となる情報交換をする。					

基本目標Ⅳ　ＤＶ根絶の推進体制
取組の方向９　関係機関・関係部署との連携

事業名	個別ケース検討会議の実施				No.	28
					所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	ＤＶ被害者支援のための情報の共有および関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。					
報告	会議開催回数					
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）		
所管課自己評価	―	―	―	―		
目標数値	―	―	―	―		
実績報告値	18回	0回	1回	5回		
取組状況	避難等を希望するＤＶ被害者の支援について、関係機関と協議し情報共有しながら対応した。					
今後の課題等	ＤＶ被害者の生活再建等において、複数の関係機関の連携が必要なときに関係機関を集めて会議実施する。					

基本目標Ⅳ　ＤＶ根絶の推進体制
取組の方向９　関係機関・関係部署との連携

事業名	［新規］　支援団体との連携			No.	29
				所管課	男女共同参画・多様性社会推進課
事業概要	ＤＶ被害者の支援のための活動をしている団体と連携し、ＤＶ防止の啓発活動やＤＶ被害者支援のための事業を行います。				
目標	協働事業の実施回数				
年度／項目	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度（第3次DV防止実施計画最終年度）	
所管課自己評価	―	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	―	1回	1回	1回	
実績	1回	8回	7回	6回	
取組状況	男女共同参画センターを拠点にＤＶ防止啓発活動に取り組む市民団体（ウィル市川）と協働事業を実施した。 【事業内容】 ・ＤＶ被害女性を救うための事業　5回（ゆったりと過ごせるフリースペース〈アートワークコーナー等有〉を提供し、悩みを抱える女性に相談窓口の案内などを行っている。）※令和2年3月開催分は、新型コロナウイルスの影響による休館のため、中止となった。 ・ＤＶ強化月間の11月に、千葉県と共催、ウィル市川の協力により、「女性に対する暴力をなくす運動」街頭キャンペーンを実施した。				
今後の課題等	ＤＶ被害を受けた女性が足を運びたくなるような企画を考え広く周知する。				

資料５

市川市男女共同参画基本計画
第３次ＤＶ防止実施計画

平成３１年度年次報告書　説明資料

議題２　平成３１年度　市川市男女共同参画基本計画第３次ＤＶ防止実施計画
年次報告について

※元号につきまして正確には令和元年度の実績報告となりますが、第３次ＤＶ防止次実施計画策定時の「平成３１年度」表記のまま、報告を行います。

【参照】 資料４

【根拠】

当該報告は、市川市男女共同参画社会基本条例　第９条において、本計画における施策の実施状況を、「市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする」との規定に基づき、ご報告をするものです。

【年次報告に関する説明】

ページ２

第３次ＤＶ防止実施計画は第６次実施計画の一部分でもあります。

進行管理事業の評価や年次報告書の構成は、第６次実施計画と同様です。

ページ３

第３次ＤＶ防止実施計画は、「ＤＶの根絶」を基本理念とし、４の基本目標、９の取組の方向、２９の事業に体系化されています。

ページ４～６

２９の事業の概要を一覧にまとめています。

【主要課題ごとのまとめ】

ページ７

基本目標ごとの成果指標に係る平成３１年度の結果およびその達成率です。

Ⅰ　ＤＶを許さない社会づくり

「ＤＶを知っている人の割合」を成果指標としており、平成３１年度の結果は、目標値９５％以上に対して９９．２％という結果でした。

ＤＶについては、ＤＶ防止法の制定など制度設計が進むことで、社会的に広く認知されてきており、ほぼ１００％に近い割合で「ＤＶを知っている」との回答を得ることができました。今後もすべての方にＤＶに関する正しい知識を持っていただけるよう、効果的な周知に努めます。

Ⅱ　安全で安心できる相談体制の充実

「本市にＤＶに関する相談窓口があることを知っている人の割合」を成果指標としており、平成３１年度は、目標値６０％に対し、７３．６％の方に相談窓口を認知していただけているという結果でした。昨年度と比較しても大幅に数値を伸ばしており、周知活動の成果が出始めているものと判断しております。

配偶者暴力相談支援センターの特殊性から、窓口情報は加害者には知らせず、しかしＤＶ被害者には確実に届けられるよう、引き続き、相談窓口の周知を工夫します。

Ⅲ　実効性のある自立支援の充実

「本市のＤＶに関する支援について知っている人の割合」を成果指標としています。平成３１年度は、目標値３６％に対し６６．２％という結果となり、相談窓口とともに支援内容の認知度も着実に上昇していることがわかります。

今後も支援を必要としているＤＶ被害者が、躊躇することなく支援を活用し、早期に自立できるよう、引き続き、きめ細やかな支援を行います

Ⅳ　ＤＶ根絶の推進体制

「市の行政支援に期待する人の割合」を成果指標としております。平成３１年度の結果は、目標値８６％に対して７８．７％にとどまる結果となりました。

ＤＶ被害者に配慮した切れ目のない支援を実施するため、関係機関、関係部署との共通認識のもと緊密に連携を図り、市民の方やＤＶ被害者に期待していただけるような、寄り添った体制づくりを目指します。

【事業報告】

ページ８

８ページ以降は、個別の事業報告書となり、記載方法については、「第６次実施計画」と同様です。

重点事業、新規事業を中心に、平成３１年度の事業の取組みと進捗を抜粋で説明します。

１　相談窓口の周知活動

ＤＶ相談窓口の案内チラシとカード等を市の窓口に配布するなどして、相談窓口の周知を行うものです。また、４ ヶ国語に対応した案内チラシとカードを配布し、併せて外国人への周知も行います。

平成３０年度以降、カードに２次元コードを印刷して市公式Ｗｅｂサイトの相談窓口案内ページにリンクさせる工夫を行ました。外国人の国籍別の人口動態調査により、新たにベトナム語表記への対応を行いました。さらに平成３１年度はタガログ語、韓国語表記への対応準備を整えました。

相談窓口の情報が、増加傾向にある外国人を含めたＤＶ被害者に確実に届くよう、今後も庁外施設を含め、カードやチラシの配布場所の拡大をはかります。

２　ＤＶ根絶強化月間の実施

毎年１１月をＤＶ根絶強化月間として、様々な世代に対しＤＶ防止の啓発活動を行うものです。

令和元年１１月の強化月間中には、今回初めて千葉県との共催による「女性に対する暴力をなくす運動」の街頭イベントを実施し、市川コルトンプラザを会場として広く市民に啓発活動を行いました。強化月間以外にも、ＤＶ防止の観点からいくつかの講座を企画しておりましたが、いずれも、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を見送ることとなりました。今年度での開催を目指すほか、今後はＤＶ加害者の気づきにつながるような啓発方法を検討します。

ページ９

４　学校におけるデートＤＶ、ストーカーの予防啓発

平成３１年度は、市内 15 校の高校１年生を対象に、デートＤＶのリーフレットを配布いたしました。特に、教職員がデートＤＶについて正しく理解し、生徒に対して適切な対応が取れるよう、今後も継続して啓発を実施します。

ページ１１

８　支援計画書による情報共有

個々のケースの支援計画書を作成し、相談員と職員が被害者の情報と支援方法を共有することで、支援体制の強化をはかるものです。

平成３１年度は、緊急一時保護となったケース等、延べ４２ケースについて相談員と事務職員が情報共有をしながら個々の状況に応じた適切な対応を取りました。引き続き、情報把握のしやすい支援経過記録となるよう、相談員とともに研鑽に努めます。

ページ１２

１０　外国人への相談の配慮

外国人の相談に対し通訳者の派遣を依頼し、外国人に配慮した相談体制を整えるものです。

平成３１年度は、通訳者が在籍する国際交流団体の方も受講対象としたＤＶ防止講座を企画しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を見送ることとなりました。今年度の開催を目指し、また外国人のＤＶ相談において、言語を理由として相談に支障が出ないよう、ＤＶについて正しい知識と理解のある通訳者の育成に努めます。

ページ１４

１４　警察との連携強化

警察と緊密に連携し、緊急対応の必要な、危険性の高い被害者とその子どもの安全確保をはかるものです。

平成３１年度は、主に緊急避難を要したケース等、７件について警察と連携の上対応を行いました。

ＤＶ被害者の安全確保を確実に行うためには、警察による対応が欠かせません。緊急性や危険性を適切に判断し、警察との連携を密にして、今後もＤＶ被害者の安全確保を第一に対応します。

ページ１５

１５　緊急一時保護の実施

緊急性の高いケースについて、婦人相談所と連携し一時保護を実施するものです。

平成３１年度に市が一時保護したケースは２件でした。その他、親子間の暴力でも２件の一時保護対応を行っており、家庭内での暴力被害が多様化していると感じております。

ＤＶ被害者が、ＤＶによる身体的、精神的ダメージを受けている中、緊急一時保護により生活環境が一変するストレスを抱える状況下において、シェルターへの避難時と避難後における負担や不安を少しでも軽減できるような工夫を進めます。

ページ１６

１７　生活再建に必要なＤＶ相談証明書の発行

ＤＶ被害者の方の避難後の生活再建をスムーズなものとするため、ＤＶ相談を行ったことの証明書を発行するものです。

平成３１年度は１７０件の証明書を発行しました。これまで証明書の発行に、申請をいただいてから数日を要していましたが、ほとんどの証明書を申請日に即日発行できるよう事務改善を行い、ＤＶ被害者の１日でも早い生活再建の実現に寄与しています。

ページ１７

２０　保護命令申し立てに関する助言・支援

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定に基づく保護命令に関して、申立て方法や記載方法についての助言や支援を行うものです。

平成３１年度の裁判所への書面提出件数は３件ありました。担当する職員が保護命令についての理解を深め、保護命令の相談に対し、今後も適切に対応します。

ページ１９

２３　子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携

平成３１年度は、６０件のケースについて、関係部署等との連携、共有を図りました。

多くのＤＶ被害者が子どもを同伴しています。ＤＶは児童虐待にもつながることから、子どもの発達を阻害しないよう、児童相談所をはじめ関係機関と連携して迅速に対応します。

ページ２０

２６　家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施

ＤＶ、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成される最上位のネットワーク会議で、情報の共有と連携強化を図るものです。

平成３１年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため２回目の開催を見送りましたが、１回目の会議では、情報共有のほか、事例検討を行う中で、連携の必要性を再確認しました。

今後も、会議開催を継続し、それぞれの現場での虐待支援において、有益な情報交換を行います。

ページ２２

２９　支援団体との連携

平成３１年度は、当センターを拠点に、ＤＶ防止啓発活動に取り組んでいる市民団体との協働により、定期的に女性のための居場所づくりを実施しました。ひと息つくことのできる空間で、必要に応じてＤＶ支援等に関する情報を得られるスペースとなっています。

今後も、女性が足を運びたくなるような企画を検討し、ＤＶ防止やＤＶ被害者支援につなげます。

資料６

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

内　　閣　　府
国家公安委員会
法　　務　　省
厚 生 労 働 省

目　次

第１　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項　・・・1
１　基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　我が国の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（１）法制定及び改正の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（２）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の現状　・・・2
ア　都道府県基本計画及び市町村基本計画・・・・・・・・・・・・・・・2
イ　配偶者暴力相談支援センター　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
ウ　相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
エ　一時保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
オ　保護命令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
３　基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画　・・・・・・・・・3
（１）基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
ア　基本方針の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
イ　配偶者からの暴力及び被害者の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・3
ウ　生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者への準用・・3
エ　生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者への準用から除外するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（２）都道府県基本計画及び市町村基本計画　・・・・・・・・・・・・・・・4
ア　基本計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
イ　基本計画の基本的視点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（ア）被害者の立場に立った切れ目のない支援　・・・・・・・・・・・・4
（イ）関係機関等の連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（ウ）安全の確保への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（エ）地域の状況の考慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
ウ　都道府県基本計画における留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・5
（ア）被害者の支援における中核としての役割　・・・・・・・・・・・・5
（イ）一時保護等の適切な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（ウ）市町村への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（エ）広域的な施策の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
エ　市町村基本計画における留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（ア）身近な行政主体としての施策の推進　・・・・・・・・・・・・・・5
（イ）既存の福祉施策等の十分な活用　・・・・・・・・・・・・・・・・6
（ウ）市町村基本計画と配偶者暴力相談支援センターとの関係　・・・・6
（エ）地域の状況に応じた市町村基本計画の策定　・・・・・・・・・・・6

第２　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容
に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
１　配偶者暴力相談支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（１）都道府県の配偶者暴力相談支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・6
（２）市町村の配偶者暴力相談支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（３）民間団体との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
２　婦人相談員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
３　配偶者からの暴力の発見者による通報等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（１）通報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
ア　一般からの通報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（ア）通報の意義とその必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（イ）国民に対する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
イ　医師その他の医療関係者等からの通報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（ア）通報の意義とその必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（イ）被害者の意思との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（ウ）被害者に対する情報提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（エ）医療関係者に対する周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（オ）福祉関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（２）通報等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
ア　配偶者暴力相談支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（ア）被害者への説明及び助言等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（イ）危険が急迫している場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（ウ）子どもに関する情報への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（エ）高齢者又は障害者に関する情報への対応・・・・・・・・・・・・・・11
イ　警察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
４　被害者からの相談等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（１）配偶者暴力相談支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
ア　相談窓口の周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
イ　相談を受けた場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（２）警察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
ア　相談を受けた場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
イ　援助の申出を受けた場合の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（３）人権擁護機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（４）民間団体との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
５　被害者に対する医学的又は心理学的な援助等・・・・・・・・・・・・・・14
（１）被害者に対する援助 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
ア　婦人相談所における援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

イ　地域での生活における援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（２）子どもに対する援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
ア　児童相談所等における援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
イ　学校等における援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（３）医療機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
６　被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等・・・・・・・・・16
（１）緊急時における安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（２）一時保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
ア　一時保護までの同行支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
イ　一時保護の決定と受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（ア）一時保護の申請と決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（イ）一時保護の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
ウ　一時保護の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
エ　同伴する子どもへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
オ　一時保護を委託する施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
カ　一時保護後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
（３）婦人保護施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
ア　婦人保護施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
イ　母子生活支援施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
（４）広域的な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
ア　一時保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
イ　施設入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
７　被害者の自立の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
（１）関係機関等との連絡調整等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
ア　手続の一元化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
イ　同行支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
（２）被害者等に係る情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
ア　措置の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
イ　申出の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
ウ　支援措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
エ　関係部局における情報の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
（３）生活の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
ア　福祉事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
イ　母子・父子自立支援員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
ウ　生活保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
エ　子どもとともに生活する被害者への支援・・・・・・・・・・・・・23
（４）就業の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（５）住宅の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

ア　公営住宅への入居 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
イ　民間賃貸住宅への入居 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（６）医療保険 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（７）年金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（８）子どもの就学・保育等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
ア　就学 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
イ　保育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（ア）保育所への入所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（イ）その他の保育サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
ウ　接近禁止命令への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
エ　予防接種等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（９）その他配偶者暴力相談支援センターの取組 ・・・・・・・・・・・・・27
８　保護命令制度の利用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
（１）保護命令制度の利用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
ア　被害者への説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
イ　関係機関への連絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
（２）保護命令の通知を受けた場合の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・28
ア　警察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
イ　配偶者暴力相談支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
９　関係機関の連携協力等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
（１）連携協力の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
（２）関係機関による協議会等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
ア　協議会等の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
イ　協議会等への参加機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
（３）関連する地域ネットワークの活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・30
（４）広域的な連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
（５）連携協力の実行性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
10　職務関係者による配慮・研修及び啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・31
（１）職務関係者による配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
ア　配偶者からの暴力の特性に関する理解・・・・・・・・・・・・・・31
イ　被害者等に係る情報の保護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
ウ　外国人等の人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
（２）職務関係者に対する研修及び啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・ 32
11　苦情の適切かつ迅速な処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
12　教育啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
（１）啓発の実施方法と留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
（２）若年層への教育啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
13　調査研究の推進等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

（１）調査研究の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
ア　加害者の更生のための指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
イ　被害者の心身の健康の回復 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
（２）人材の育成等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
14　民間の団体に対する援助等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

第３　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
１　基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価 ・・・・・・・・・・・・36
２　基本計画の策定・見直しに係る指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・36
（１）基本計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
ア　現状の把握 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
イ　関係機関等の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
ウ　関係者からの意見聴取・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
（２）基本計画の見直し等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

別添　保護命令の手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
第１　概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
第２　保護命令の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
１　被害者への接近禁止命令 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
２　被害者への電話等禁止命令 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
３　被害者の同居の子への接近禁止命令 ・・・・・・・・・・・・・・・・38
４　被害者の親族等への接近禁止命令 ・・・・・・・・・・・・・・・・・39
５　退去命令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
第３　保護命令の申立ての手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
１　申立人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
２　管轄裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
３　保護命令発令の要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
４　申立ての方法等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
第４　保護命令事件の審理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
第５　保護命令の裁判とその効力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
第６　保護命令の裁判に対する不服申立て ・・・・・・・・・・・・・・・45
第７　保護命令の取消し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
１　抗告裁判所による取消し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
２　当事者の申立てによる取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
第８　保護命令の再度の申立ての手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・46
１　発令の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
２　再度の申立ての方法等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

（平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第１号）

※ 令和２年３月 23 日　最終改正

第１　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

１　基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。以下同じ。）に罪の意識が薄いという傾向にある。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がある。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることが必要である。また、国民一人一人が、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要である。

２　我が国の現状

（１）法制定及び改正の経緯

平成 13 年４月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、法が制定され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始された。

平成 16 年５月には、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の策定及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）の策定等を内容とする法改正が行われ、平成 16 年 12 月に施行されるとともに、基本方針が策定された。その後、順次都道府県基本計画が策定された。

平成 19 年７月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、保護命令制度の拡充、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における配偶者からの暴力の防止

及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）の策定及び支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われ、平成20年１月に施行された。

平成25年６月には、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とすることを内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）が制定され、平成26年１月３日に施行されたところである。この改正により、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。

令和元年６月には、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、その保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることとする法改正が行われたところである。今後、改正の趣旨にも十分留意して、施策を実施していくことが必要である。

（２）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の現状

ア　都道府県基本計画及び市町村基本計画

都道府県基本計画は、47都道府県全てにおいて策定されている。市町村基本計画は、令和元年10月現在、1,150市区町村において策定されている。

イ　配偶者暴力相談支援センター

平成31年４月現在、47都道府県及び113市区町村において、合計287施設が、支援センターとしての機能を果たしている。

ウ　相談

支援センターで受け付けた相談の件数は、平成14年度には35,943件であったが、平成30年度には114,481件となり、増加傾向にある。

平成30年度に受け付けた相談件数について、人口比で見ると、人口１万人当たりの相談件数が最も多い都道府県では28.2件であるのに対して、少ない都道府県では1.7件であり、大きな地域差が見られる。

婦人相談所等における来所による夫等の暴力の相談件数について見ると、平成13年度では13,071件であったものが、平成29年度には32,281件となっており、婦人相談所等における来所による相談件数全体に占める夫等の暴力に関する相談の割合も19.2パーセントから41.2パーセントと増加している。

また、警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数は、平成14年で14,140件であったものが、平成30年には77,482件となっている。

エ　一時保護

婦人相談所一時保護所における入所者のうち、夫等の暴力を入所理由とする者は、平成13年度では2,680件であったものが、平成29年度には3,000件となっている。

オ　保護命令

平成30年の保護命令の発令件数は1,700件となっている。その内訳を見ると、被害者に関す

る保護命令のみが発令された件数が 430 件、被害者に関する保護命令に加えて、「子」及び「親族等」への接近禁止命令が同時に発令された件数が 357 件、被害者に関する保護命令に加えて、「子」への接近禁止命令が発令された件数が 689 件、被害者に関する保護命令に加えて、「親族等」への接近禁止命令が発令された件数が 224 件となっている。また、保護命令の発令件数のうち、退去命令を含む発令件数は 491 件、再度の申立てに係る発令件数は 192 件となっている。

３　基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

（１）基本方針

ア　基本方針の目的

基本方針は、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策についての基本的な方針を示したものであり、都道府県基本計画及び市町村基本計画（以下「基本計画」という。）の指針となるべきものである。したがって、基本計画は、基本方針に即して策定されることが必要である。また、基本方針は、都道府県又は市町村の判断により、都道府県基本計画又は市町村基本計画に独自の施策等を盛り込むことを妨げるものではない。

イ　配偶者からの暴力及び被害者の範囲

法において、「配偶者からの暴力」は、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むと規定されている。ただし、法第３章については、配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限るとされている。このため、基本方針においても、第２の３及び４（２）イについては、配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限るものとする。

また、法第４章については、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。）を受けた者が「被害者」とされている。このため、第２の８及び別添については、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。）を受けた者を「被害者」とする。

ウ　生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者への準用

法第 28 条の２において、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について、法第２条及び第１章の２から第５章までの規定を準用することとされている。このため、基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及び当該暴力を受けた者について準用することとする（ただし、エに掲げるものを除く。）。

エ　生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者への準用から除外するもの

（ア）第２の７（６）ア及びウの健康保険の被扶養者に関する事項並びにエの手続に関する事項

（イ）第２の７（７）の年金に関する事項（ただし、第２の７（７）オについては準用する。）

（ウ）第２の 10（１）ウの出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に関する事項（配偶者の身分を有する者としての活動を６月以上行っていない外国人に対する在留資格取消手続における「正当な理由」の有無の判断）

（２）都道府県基本計画及び市町村基本計画

ア　基本計画の目的

基本計画は、広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、総合的に、かつ、地域の実情を踏まえきめ細かく実施していく観点から、第一線で中心となってこれらの施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。

法第２条の３第１項において、都道府県は、基本方針に即して、都道府県基本計画を定めなければならないとされており、既に全都道府県において、策定が行われている。

また、地域に根ざしたきめ細かな支援のためには、都道府県のみならず、最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要である。被害者に対する自立支援施策の充実等が求められている現状にかんがみ、平成 19 年の法改正により、市町村における取組を一層促進するため、法第２条の３第３項において、市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、市町村基本計画を策定するよう努めなければならないとされたものである。

イ　基本計画の基本的視点

（ア）被害者の立場に立った切れ目のない支援

配偶者からの暴力について、その深刻な事態や被害者が持つ恐怖や不安を被害者の立場に立って理解するとともに、配偶者であるかどうかにかかわらず、決して暴力は許されるものではないという認識に基づいて、基本計画を検討することが必要である。

また、配偶者からの暴力は、その防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による切れ目のない支援を必要とする問題であり、配偶者からの暴力の防止から被害者の保護、自立支援に至る各段階について、施策の内容を検討することが必要である。

（イ）関係機関等の連携

配偶者からの暴力は複雑な問題であり、一つの機関だけで対応することは困難である。幅広い分野にわたる関係機関等が、認識の共有や情報の交換から、具体的な事案に即した協議に至るまで、様々な形でどのように効果的に連携していくかという観点から、基本計画を検討することが必要である。

（ウ）安全の確保への配慮

配偶者からの暴力は、被害者の生命身体の安全に直結する問題であり、被害者が加害者の元から避難した後も、加害者からの追及への対応が大きな問題となる場合が少なくない。このため、情報管理の徹底等、被害者及びその親族、支援者等の関係者（以下「被害者及びその関係者」という。）の安全の確保を常に考慮することが必要である。

（エ）地域の状況の考慮

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、配偶者からの暴力の問題について現在直面している課題も異なることから、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とすることが必要である。

都道府県及び市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、都道府県及び市町村は、基本計画の策定又は見直しに際し、それぞれの役割や相互協力の在り方についてあらかじめ協議することが必要である。また、策定後も、互いに情報を交換し認識を共有するため、定期的な意見交換の場を持つことが望ましい。

ウ　都道府県基本計画における留意事項

（ア）被害者の支援における中核としての役割

都道府県の支援センターは、被害者に対し、各種の援助を行う上で中心的な役割を果たすものであり、特に、婦人相談所は、心理判定員や婦人相談員、心理療法担当職員等が配置されている被害者の支援の中核であって、専門的な援助を必要とする事案や、処遇の難しい事案への対応に当たることが必要である。また、専門的知識及び技術等を必要とする事案について市町村等から助言等を求められた場合は、適切に対応することが必要である。

（イ）一時保護等の適切な実施

婦人相談所は、一時保護の実施という他の支援センターにはない機能を有しているほか、婦人保護施設への入所決定も婦人相談所において行われる。これらは、被害者に対する支援の中で極めて重要な役割であり、適切に実施することが必要である。

（ウ）市町村への支援

広域的な観点から、市町村基本計画の策定を始め、市町村の実施する施策が円滑に進むよう、市町村に対する助言や情報提供、市町村間における調整の支援等を行うことが望ましい。また、婦人相談所を始めとする都道府県の支援センター等において、市町村職員に対し実務面の研修を行うことや、市町村職員の研修に講師を派遣すること等も考えられる。

特に、福祉事務所を設置していない町村に対しては、きめ細かな助言等十分な支援を行うことが望ましい。

（エ）広域的な施策の実施

広域的な対応を行うことで、効率的な推進が可能な施策については、都道府県が中心となって行うことが望ましい。具体的には、職務関係者の研修や、被害者のための通訳の確保、医療関係者向けマニュアルの作成、夜間・休日における相談や、居住地での相談を避けたいという被害者や男性からの相談への対応等が考えられる。

エ　市町村基本計画における留意事項

（ア）身近な行政主体としての施策の推進

市町村基本計画においても、地域の実情に合わせ、啓発等による配偶者からの暴力の防止から被害者の支援まで、幅広い施策がその内容となり得るが、被害者に最も身近な行政主体として求められる基本的な役割については、どの市町村においても、特に積極的な取組を行うことが望ましい。

具体的には、市町村の基本的な役割として、相談窓口を設け、被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時的な避難場所を確保する等により、緊急時における安

全の確保を行うこと、及び一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際に、関係機関等との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行うことが考えられる。

（イ）既存の福祉施策等の十分な活用

地域における被害者の自立支援に際しては、保育所や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施、母子父子寡婦福祉施策の活用等、福祉や雇用等の各種の施策を十分に活用する必要がある。このため、被害者の自立支援という観点から利用できる既存の施策にどのようなものがあるか、また、それらを被害者の状況に応じて活用するためにどのような方策が考えられるかについて、幅広い検討を行うことが望ましい。

（ウ）市町村基本計画と配偶者暴力相談支援センターとの関係

支援センターそのものの速やかな設置が困難な場合であっても、市町村基本計画の策定を先行して行い、（ア）の身近な行政主体として求められる基本的な役割を中心に、市町村基本計画に基づく施策の推進を図ることが望ましい。

また、その市町村基本計画の内容に応じて、法第３条第３項各号に掲げられた支援センターの業務に相当する機能を果たす部局や機関を決め、施策の実施に取り組むことが望ましい。

（エ）地域の状況に応じた市町村基本計画の策定

人口規模が大きく、被害者からの相談件数等が多い場合等、市町村の状況に応じて、市町村の基本的な役割のみならず、基本方針の中で主に都道府県が行うことが望ましいとされている施策の中からも、積極的に市町村基本計画に盛り込み、実施することが望ましい。

なお、市町村基本計画は、他の法律に基づき市町村が策定する計画等であって、市町村基本計画と盛り込む内容が重複するものと一体のものとして策定することも考えられる。また、他の法律に基づく既存の計画等であって内容が重複するものの見直しを行い、市町村基本計画とすることも考えられる。

ただし、このような場合でも、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案した内容とすることが必要である。

第２　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

１　配偶者暴力相談支援センター

支援センターは、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、法第３条第１項において、都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が支援センターとしての機能を果たすようにするものとすることとされている。

また、同条第２項においては、市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が支援センターとしての機能を果たすよう努めることとされている。

都道府県及び市町村の支援センターにおいては、相互の役割分担について、必要に応じ、連絡調整を行うことが望ましい。

また、支援センターにおいては、加害者が訪問すること等も想定し、安全確保のための対策を講ずることが必要である。

（１）都道府県の配偶者暴力相談支援センター

都道府県において、支援センターとしての機能を果たしている婦人相談所は、一時保護を行うと

いう他の支援センターにはない機能を有している。また、都道府県の支援センターは、法施行時より被害者の支援を行ってきた経験を生かし、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。

同一都道府県内の複数の施設において、支援センターの機能を果たすこととした場合、相互に有機的に連携し、その機能を発揮する観点から、都道府県は、これらの施設の連携の中心となる施設（都道府県が設置する施設に限る。以下「中心施設」という。）を１か所指定することが必要である。中心施設は、市町村の支援センターとの連携にも特に配慮することが必要である。

（２）市町村の配偶者暴力相談支援センター

市町村の支援センターは、被害者にとって最も身近な行政主体における支援の窓口であり、その性格に即した基本的な役割について、中心的な業務として特に積極的に取り組むことが望ましい。

具体的には、相談窓口を設け、配偶者からの暴力を受けた被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時保護等の後、地域での生活を始めた被害者に対し、事案に応じ、適切な支援を行うために、関係機関等との連絡調整等を行うとともに、身近な相談窓口として継続的な支援を行うことが考えられる。

また、当該市町村の住民以外からの相談が寄せられた場合にも円滑な支援ができるよう、こうした場合の対応について、あらかじめ近隣の市町村及び都道府県の支援センターと検討しておくことが望ましい。

（３）民間団体との連携

法第３条第５項において、支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとすることとされている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況に対応するためには、このような民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。このため、日ごろから、日常の業務の中で、両者が情報を共有し緊密な関係を構築していくことが必要である。

民間団体との連携の例としては、相談業務、広報啓発業務、同行支援等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。実際の支援に当たっては、必要に応じ、民間団体と意見交換、調整を行って、対応することが望ましい。また、支援センターについては、当該支援センターの業務の委託について、別途法令の定めがある場合を除き、その業務の全部又は一部を民間団体に委託することも可能である。業務の委託を含め、どのような連携を行うかは支援センターの状況、個々の被害者の状況等個別の事案に即して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を効果的に行う観点から、当該地域で活動する民間団体の状況及びその意見を踏まえて、それぞれの支援センターにおいて判断することが望ましい。

２　婦人相談員

法第４条において、婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができることとされており、基本計画の策定や見直しにおいては、その十分な活用について、検討を行うことが必要で

ある。

なお、婦人相談員が設置されていない市においては、その必要性の有無について、不断に検討することが必要である。

婦人相談員は、婦人相談所、福祉事務所等において配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

また、被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、秘密が守られる環境の中で、その訴えが十分受け入れられることが重要である。したがって、婦人相談員は被害者の立場に立って共に問題解決を図ろうとする援助者であることについて被害者の理解を得ること、信頼関係に基づいて援助を行うことが必要である。

さらに、問題の解決に当たっては、被害者自らが選択、決定することが基本であり、婦人相談員は、このために必要な情報を提供し、適切な助言を行うことが必要である。また、被害者の自立の促進、保護命令制度の利用、保護施設の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等、法第３条第３項各号に規定されている業務について中心的な役割を担うものであり、こうした各種の援助が的確に実施されるよう、関連の法律や施策、制度等について十分な知識を得るよう努めることが必要である。

３　配偶者からの暴力の発見者による通報等

（１）通報

ア　一般からの通報

（ア）通報の意義とその必要性

配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられる。被害者を支援するための情報を広く社会から求めるため、法第６条第１項において、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を通報するよう努めなければならないこととされており、通報先については、この通報の趣旨が被害者の保護であることから、被害者の支援の中核である支援センター、また、暴力の制止等の緊急の対応も必要となることから、警察官とされている。

（イ）国民に対する啓発

都道府県及び市町村においては、配偶者からの暴力の被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。また、配偶者からの暴力の防止に関する理解を深めるための啓発を行う際には、その内容に応じ、通報の趣旨等についても適切に周知することが望ましい。

国においては、通報についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して啓発に努める。

イ　医師その他の医療関係者等からの通報

（ア）通報の意義とその必要性

医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等をいう。以下同じ。）は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見し

やすい立場にあることから、医療関係者には、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される。

そのため、法第６条第２項においても、医療関係者が業務を行うに当たって配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には通報することができることとされ、通報先は、一般からの通報と同様に支援センター又は警察官とされている。また、同条第３項により当該通報は守秘義務違反に当たらないとされている。

医療関係者にあっては、この趣旨を踏まえ、配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

（イ）被害者の意思との関係

配偶者からの暴力の被害者に対する支援は、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要である。具体的には、被害者の意思に反し通報が行われると、被害者の受診が妨げられたり、被害者の安全が脅かされるおそれもある。そのため、医療関係者は、原則として被害者の明示的な同意が確認できた場合にのみ通報を行うことが望ましい。ただし、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要である。

（ウ）被害者に対する情報提供

法第６条第４項に規定されているように、医療関係者は、被害者が自らの意思に基づき支援センター、婦人相談員、相談機関等を適切に利用できるよう、これらの関係機関に関する積極的な情報提供を行うことが必要である。このため、医療機関においては、医療ソーシャルワーカー等被害者に対する情報提供の窓口を決めておくなど、被害者が受診した場合の医療機関としての対応をあらかじめ検討しておくことが望ましい。また、医療機関による情報提供に資するよう、地方公共団体において、被害者向けのカード・パンフレット等を医療機関に提供することが望ましい。

（エ）医療関係者に対する周知

医療関係者による通報や情報提供等を通じた被害者の支援を図るため、都道府県において、関係団体に協力を求め、医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、支援センター、婦人相談員、相談機関の機能等について、医療関係者向けの広報や研修、医療関係者に対する関係機関の協議会への参加の呼び掛け、医療関係者を対象とした対応マニュアルの作成や配布等様々な機会を利用して周知を行うことが望ましい。また、市町村においても、関係団体に協力を求め、医療関係者に対して、関係機関の協議会への参加の呼び掛けを行うなど、機会を捉えて周知を行うことが望ましい。

国においては、都道府県及び市町村におけるこうした取組が着実に根付くよう、関係団体への働き掛け等に努める。

（オ）福祉関係者

市町村、児童相談所等の職員、民生委員・児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と同様、相談援助業務や対人援助業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、（ア）から（エ）までに準じた対応を行うことが望ましい。

（２）通報等への対応

ア　配偶者暴力相談支援センター

（ア）被害者への説明及び助言等

法第７条において、支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、法第３条第３項の規定により支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとすることとされている。

国民から通報を受けた場合、支援センターは、通報者に対し、加害者に知られないように被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。また、被害者と連絡を取ることができた場合は、支援センターが行う業務の内容等について説明し、助言を行うことが必要である。

学校や保育所等、子どもにかかわる関係機関から支援センターに通報があった場合には、通報者を通じて被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。

医療関係者から通報を受けた場合、支援センターは、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向き、被害者の相談に応じるとともに必要な説明や助言を行うか、又は被害者との面接が難しい場合には、電話により直接被害者と連絡を取ることによって、状況を把握し、説明や助言を行うことが望ましい。この場合、こうした接触を加害者に知られないように十分注意することが必要である。また、必要に応じ、通報のあった医療機関に出向き、医療関係者に、配偶者からの暴力の特性等について説明を行い、今後の協力を要請することが望ましい。

なお、相談等通報以外の形で、被害者以外から支援センターへ連絡があった場合であっても、その内容が身体に対する暴力に関するものについては、通報として扱うことが必要である。

（イ）危険が急迫している場合の対応

現に被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、警察にその旨を通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを勧奨するなどの措置を講ずることが必要である。なお、こうした危険が急迫している場合への対応を可能とするため、都道府県において少なくとも１つの施設で、夜間、休日を問わず対応できることが必要である。また、加害者が通報者に対し、何らかの報復行為等を行うことも考えられることから、通報者の氏名等の取扱いには十分注意することが必要である。

（ウ）子どもに関する情報への対応

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第２条第４号において、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待に当たるとされている。また、子どもが直接、暴力の対象となっている場合もあり得る。このため、通報の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、同法に基づき、支援センターから、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告を行うことが必要である。また、その後の被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）に対する支援に際しては、児童相談所等と十分な連携を

図りながら協力するよう努めるものとする。

（エ）高齢者又は障害者に関する情報への対応

被害者が高齢者又は障害者である場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に規定する高齢者虐待又は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に規定する障害者虐待にも該当する場合がある。通報の内容から高齢者虐待又は障害者虐待にも当たると思われる場合には、これらの法律に基づき、支援センターから、市町村に通報を行うことが必要である。また、その後の支援センターにおける被害者に対する支援に際しては、市町村と十分な連携を図ることが望ましい。

イ　警察

法第８条において、警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

警察において配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。また、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、被害者に被害届の提出の意思がないときであっても、必要に応じて被害者に被害の届出を働き掛け、あるいは説得を試みる必要があり、また、説得にかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕を始めとした強制捜査を行うことを検討する必要がある。

また、刑事事件としての立件が困難と認められる場合であっても、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずることが必要である。特に、被害者に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、個別の事案に応じ、必要な自衛措置に関する助言、支援センター等の関係機関の業務内容及び保護命令制度の教示等被害者の立場に立った措置を講ずることが必要である。

４　被害者からの相談等

（１）配偶者暴力相談支援センター

法第３条第３項第１号において、支援センターは、被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介することとされている。

ア　相談窓口の周知

被害者が、配偶者からの暴力を受けることなく安全に生活していくためには、被害者への支援等に関する情報を入手し、それを活用することが重要である。しかし、配偶者からの暴力により、被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会も制限されている場合が少なくない。また、被害者自身に、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないために、相談に至らないことも多い。

このため、支援センターにおいては、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であり、被害者だけ

で悩むことなく相談窓口を利用するよう、広く周知することが必要である。その際には、今後の生活についての被害者自身の意思が固まっていない段階であっても、早期に相談窓口を利用し、様々な支援に係る情報等を得るよう呼び掛けることが望ましい。また、被害者が利用しやすいように相談の受付時間を設定するなど、被害者の立場に立った工夫をすることが望ましい。外国人である被害者に対しては、外国語による相談窓口の広報を行うことも考えられる。さらに、性別に応じた相談窓口を設けるなど、被害者の性別にかかわらず、相談しやすい環境の整備に配慮することが望ましい。障害者である被害者が相談しやすい環境を整備するため、支援センターのバリアフリー化を進めるとともに、電話以外の方法による相談窓口を設置することが望ましい。

また、支援センターを設置していない市町村においても、相談窓口又は情報提供の窓口を設置し、身近な行政主体として相談を受け付ける先の周知を行うことが望ましい。

なお、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手については、婚姻関係に至った場合における暴力の予防という観点において、引き続き、相談窓口の利用を周知し、相談に対応することが望ましい。婦人相談所においては、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力に関するものも含め、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に基づく運用により、正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる場合には適切な対応を行うこととされている。

イ　相談を受けた場合の対応

支援センターにおいて被害者の相談に当たる職員は、被害者から電話による相談があった場合には、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、被害者に来所して相談したいとの意向があれば、これを促すことなどが必要である。また、来所した被害者の面接相談を行う場合には、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、被害者の抱える問題を適切に理解して、問題解決に向けて助言を行うこと等が必要である。さらに、保護を受けるか否かについては被害者本人が判断し決定すべきことであることから、被害者に対し、関係機関の業務内容の説明や助言を行うとともに、必要な援助を受けることを勧奨すること等も必要である。

被害者に対する支援を行うに当たっては、被害者の国籍、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うことが必要である。被害者が、外国人、障害者、高齢者等であることによって、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において、それぞれの被害者の立場に立った配慮を行うことが望ましい。

また、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう留意することが必要である。

なお、支援センターを設置していない市町村においても、上記のような対応を参考にしながら対応に当たることが必要である。

さらに、通報への対応と同様に、相談の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告することが必要である。通告に当たっては、児童虐待に係る通告義務について、必要に応じ、被害者に対し、説明を行うことが望ましい。また、その後の被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）に対する支援に際しては、児童相談所等と十分な連携を図りながら協力するよう努め

るものとする。

また、相談の内容から高齢者虐待又は障害者虐待に当たると思われる場合には、市町村に通報することが必要である。また、市町村への通報に当たっては、被害者に対し、説明を行うことが望ましい。その後の支援センターにおける被害者に対する支援に際しては、市町村と十分な連携を図ることが望ましい。

（２）警察

ア　相談を受けた場合の対応

被害者からの相談については、被害者に対し、緊急時に 110 番通報すべき旨や自衛手段を教示するにとどまらず、関係機関の紹介、加害者に対する指導警告等警察がとり得る各種措置を個別の事案に応じて被害者に教示し、被害者の意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うことが必要である。

また、相談に係る事案が暴行、脅迫等刑罰法令に抵触すると認められる場合は、被害者の意思を踏まえ、検挙に向けての迅速な捜査を開始するほか、被害者に被害届の提出の意思がないときであっても、必要に応じて被害者に被害の届出を働き掛け、あるいは説得を試みる必要があり、また、説得にかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕を始めとした強制捜査を行うことを検討する必要がある。

刑事事件として立件が困難と認められる場合であっても、被害者及びその関係者に危害の及ぶおそれがある事案については、加害者に対する指導警告を行うなど積極的な措置を講ずることが必要である。加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、沈静化を図る観点からの対応にも配意する必要がある。

さらに、被害者及びその関係者に対して、加害者からの復縁等を求めてのつきまとい等の行為がある場合には、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）を適用した措置を厳正に講ずることが必要である。

なお、被害者に接する際には、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害を与えないよう、女性警察職員による被害相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境の整備に努めることが必要である。

警察以外の関係機関による対応がふさわしいと考えられる場合は、被害者に対し、支援センター等の関係機関の業務等について説明し、これらの機関に円滑に引き継ぐことが必要である。

なお、引継ぎを行う場合には、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡するなど確実に引継ぎがなされることが必要である。

イ　援助の申出を受けた場合の対応

法第８条の２において、警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとすることとされている。

警察が行う援助は、次に掲げる措置のうち、適切なものを採ることにより行うこととされている。

（ア）被害者に対し、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難その他の措置を教示すること。

（イ）加害者に被害者の住所又は居所を知られないようにすること。

（ウ）被害者が配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉を円滑に行うため、被害者に対する助言、加害者に対する必要な事項の連絡又は被害防止交渉を行う場所としての警察施設の供用を行うこと。

（エ）その他申出に係る配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために適当と認める援助を行うこと。

なお、生命等に対する脅迫を受けた被害者については、法第８条の２の規定による援助の対象ではないが、身体に対する暴力を受けた被害者に準じて必要な援助を行うことが必要である。

（３）人権擁護機関

法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電話において、配偶者からの暴力を含めた相談に応じるほか、被害者から、人権侵犯による被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告等があった場合は、速やかに救済手続を開始する。

上記相談や申告を受け、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、人権侵犯事件として所要の調査を行い、必要に応じて支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

（４）民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。被害者の抱える困難に対応するため、支援センター等は、被害者が民間団体に相談していることが判明した場合には、その状況を聴き、支援センター等における相談業務がより的確に実施されるように努めるなど、必要に応じて民間団体との連携を図ることが望ましい。

５　被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

被害者は、繰り返される暴力の中でＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることもあり、また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある場合もある。

同伴する家族も同様に心理的被害を受けている場合が多く、特に子どもについては、配偶者に対する暴力による心理的虐待に加え、転居や転校を始めとする生活の変化等により、種々の大きな影響を受けやすい。さらに、子ども自身が親からの暴力の対象になっている場合もある。

法第３条第３項第２号において、支援センターは、被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこととされている。

（１）被害者に対する援助

ア　婦人相談所における援助

事案に応じ、医師、心理判定員、婦人相談員、心理療法担当職員、看護師等、支援にかかわる

職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。心理療法担当職員の配置については、被害者への心理的な援助を適切に行うため、その積極的な配置・活用を行うことが望ましい。

婦人相談所においては、心身に大きな被害を受けている被害者や同伴する家族に対して、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの援助等を行うことが必要である。

また、疾病等の有無や診療の要否について、医学的な面から判定し、被害者の心身の健康状態を踏まえて、今後の必要な措置について検討するなど、適切に対応することが必要である。

イ　地域での生活における援助

繰り返し家庭内で暴力を受けてきた被害者が心理的な安定を取り戻すためには、加害者の元から避難した後も、回復のための一定の期間を経る必要がある。このため、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、被害者の回復を図るために、カウンセリングを行うことや、カウンセリング等の専門家や知見を有する民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。また、被害者の状況に応じ、精神保健福祉センター、保健所における精神保健に関する支援やグループホームの活用についても検討することが必要である。

被害者の回復には、配偶者からの暴力という体験を有する被害者同士が、体験や感情を共有し、情報を交換し合う自助のためのグループに参加することが有効とされることから、支援センター等においては、地域の実情に応じて、こうした自助グループ等の情報についても被害者に提供することが望ましい。また、支援センターや女性センター等において、これらのグループの形成や継続に対する支援を行うことが望ましい。

（2）子どもに対する援助

ア　児童相談所等における援助

子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たるものであり、児童相談所においては、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施することが必要である。被害者が避難先から地域に戻り生活を始めた場合又は他の地域から転居し生活を始めた場合等、子どもが安心して安定した生活ができるよう、継続的な支援を行うことが必要である。

なお、子どもに対する医学的又は心理的な援助は児童相談所が中心となって対応するものであるが、虐待を受けた子どもやその家庭に対する援助については、市町村もその役割を担っている。このため、市町村は要保護児童対策地域協議会を活用し、援助が必要な子どもやその家庭に関する情報を関係機関で共有し、必要に応じて、母子保健サービスや子育て支援サービス等により援助を行うことが必要である。

婦人相談所に一時保護されている子どもであっても、子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われていたこと等により心理的外傷を受けていたり、あるいは子ども自身が暴力を受けている例も見られることから、児童相談所は、婦人相談所や医療機関等と連携して、個別的な心理

療法やカウンセリング等の援助を行うなど、子どもの状況に応じ適切に対応することが必要である。

イ　学校等における援助

日常生活の中で、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするためには、学校や保育所等における対応が重要である。このため、学校及び教育委員会並びに支援センターは、事案に応じ、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていることや、必要に応じ、教育センターや教育相談所に配置されている臨床心理の専門家による援助も受けられることについて、被害者やその子どもに適切に情報提供を行うことが必要である。

また、教育委員会、学校、保育所等の関係機関と支援センターが連携して、学校生活等において、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするため、子どもと日常的に接することが多い教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、児童虐待に関する留意事項に加え、配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について、研修等の場を通じて周知徹底を図ることが必要である。

（３）医療機関との連携

被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合には、支援センターは医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。このような業務を円滑に進めることができるよう、支援センターは、地域の医師会、医療機関との十分な連携を図るとともに、日ごろから、配偶者からの暴力の問題に関する情報の提供を行うことが望ましい。

その場合、支援センターは、医療機関に対し、被害者の個人情報の扱い等被害者の立場を踏まえた配慮について申し入れることが望ましい。

また、生計困難な被害者については、事案に応じ、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第２条第３項第９号に規定する無料低額診療事業をいう。以下同じ。）の利用について情報提供を行うことが望ましい。なお、都道府県等は、生計困難な被害者について積極的に無料低額診療事業の対象とするよう、各医療機関に対し指導等を行うとともに、受診の手続等が円滑に進むよう、市町村社会福祉協議会等の関係機関に対しても十分な協力をするよう周知徹底を図ることが望ましい。

６　被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

（１）緊急時における安全の確保

法第３条第３項第３号において、支援センターは、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の緊急時における安全の確保を行うこととされている。

緊急時における安全の確保は、婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等を指すものであり、一時保護が行われるまでの間、婦人相談所に同行支援を行うことも含むものである。また、被害者が正に暴力を受け得る状態にある場合のみを対象とするものではなく、加害者が不在である間に被害者が駆け込んできた場合等も対象となるものである。被害者の状況から、加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察と連携を図って被害者の保護を図ることが必要である。

緊急時における安全の確保は、その趣旨を踏まえ、身近な行政主体である市町村において、支援センターが設置されている場合はもとより、設置されていない場合であっても、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。支援センターが設置されている市町村においても、支援センターにおいて直接行う方法に必ずしも限定することなく、被害者の安全等を考慮して、実施方法を検討することが望ましい。また、市町村の取組の状況によっては、必要に応じ、都道府県において、実施されることが望ましい。

実施に当たっては、担当部局と支援センター、婦人相談所一時保護所、警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追及への対応等についてあらかじめ協議しておくことが必要である。

（２）一時保護

法第３条第３項第３号及び同条第４項において、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとされている。

一時保護については、被害者本人の意思に基づき、①適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要であると認められる場合、②一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、③心身の健康回復が必要であると認められる場合等に行うものである。

ア　一時保護までの同行支援等

一時保護所への来所までの間に、被害者の状況から同行支援等の支援が必要な場合は、被害者からの相談に応じた支援センター等において対応することが望ましい。夜間等の対応については、緊急時における安全の確保の一環として、市町村又は都道府県において、被害者に対し、一時的な避難場所の提供等を行うことが望ましい。なお、すでに、関係機関の協議により対応方針について合意がなされている場合にはそれによることも考えられる。また、地域の状況により、市町村又は都道府県においてこうした対応を行うことが現時点では困難な場合においては、支援センターを始めとする関係機関において、当面の対応をあらかじめ協議することが必要である。

なお、被害者が一時保護所に来所して一時保護の申請を行うまでの間、加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、支援センター等と警察が連携して警戒措置を講ずるなど、被害者の保護を図ることが必要である。

イ　一時保護の決定と受入れ

（ア）一時保護の申請と決定

一時保護には、被害者本人が直接来所して申請する場合のほか、婦人相談所以外の支援センター、福祉事務所、警察、児童相談所等の関係機関からの連絡が契機となって一時保護が行われる場合がある。被害者は金銭や保険証等を所持せずに一時保護される場合も多く、加害者からの追及のおそれ等もあることから、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど、緊密な連携を図ることが必要である。

特に、福祉事務所については、被害者の状況から、迅速な生活保護の適用等が必要となる場合も多いことから、福祉事務所を経由して、被害者からの一時保護の申請を受け付けることも考えられる。ただし、その場合であっても、速やかな一時保護の実施が必要な場合には、福祉

事務所を経由していない申請についても適切に受入れを行うことが必要である。

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等に配慮しつつ、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。

なお、婦人相談所においては、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力に関するものも含め、売春防止法に基づく運用により、正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる場合には適切な対応を行うこととされている。

（イ）一時保護の受入れ

一時保護に当たっては、被害者本人の状況、同伴する家族の有無等を勘案し、婦人相談所が自ら行うほか、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター等、状況に応じ適切な一時保護委託先で保護することが必要である。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちが持てるよう留意することが必要である。また、婦人相談所においては、入所者の疾病や心身の健康状態等により、医学的又は心理学的な援助を行うなど、適切な職員を配置し、心理判定員、婦人相談員、心理療法担当職員、看護師等関係する職員が連携して問題の整理・解決を図ることが必要である。

ウ　一時保護の期間

一時保護の期間は、援助の施策のうちどれが最も適当であるかを決定し、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所の措置等を講ずるまでの期間や、短期間の援助等を行うために必要と見込まれる期間である。このため、一時保護所又は委託先の入所者の状況に応じて、その期間を延長する等の柔軟な設定をすることが必要である。

エ　同伴する子どもへの対応

同伴する子どもについては、同時に児童虐待を受けている可能性もあることから、アセスメントを行うとともに、被害の早期発見・早期介入に向けた支援が適切に実施されるよう、あらかじめ、児童相談所と密接に連携を図ることが必要である。また、男子高校生等婦人相談所で保護することが適当でないと判断される場合には、児童相談所の一時保護所や、一時保護委託により適切な施設で保護するなどの配慮を行うことが必要である。

さらに、同伴する子どもについては、安全確保の観点から、学校に通学させることが、事実上困難となる場合が多い。一時保護所においては、教育委員会や学校から、教材の提供や指導方法の教示等の支援を受けつつ、このような子どもに対して、適切な学習機会を提供していくことが望ましい。

オ　一時保護を委託する施設

一時保護については、被害者の状況、地域の実情等に応じ、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター等に対して委託が行われている。

一時保護委託施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服等の支給については、一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力

の特性、安全の確保や秘密の保持等に関する研修を受けた職員により入所者の一時保護を行うことが必要である。

婦人相談所が、委託の適否及び委託先施設の決定を行う際には、それぞれの被害者の状況と、委託する施設の特性を考慮し、その被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。また、男性の一時保護については、あらかじめ、その保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護の委託を行う等の対応を行うことが望ましい。さらに、外国人や障害者、高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、あらかじめ多様な一時保護委託先を確保しておくことが望ましい。なお、高齢者虐待又は障害者虐待にも当たる可能性もあることから、市町村と密接に連携を図ることが必要である。

一時保護後、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所等、次の段階の支援に移行するために、婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図ることが必要である。

カ　一時保護後の対応

婦人相談所による一時保護後は、婦人保護施設、母子生活支援施設等の入所のほか、民間シェルターをはじめとする民間団体の活用、帰宅や実家等への帰郷、賃貸住宅等での生活等が考えられるが、婦人相談所においては、被害者への支援が途切れることのないよう配慮することが必要である。

具体的には、退所後も婦人相談所の専門的な支援を必要とする被害者については、引き続き、婦人相談所において、来所相談等に応じることが考えられる。また、地域での生活を始めた被害者については、その身近にあって相談しやすい、市町村の支援センター等の相談窓口に引き継ぐこと等が考えられる。なお、他の機関に引継ぎを行う場合には、被害者の希望に応じて、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡して担当者名を確認し、当該担当者との面接が確実に行われるようにするなど、実質的に引き継ぐことが必要である。

（３）婦人保護施設等

ア　婦人保護施設

法第５条において、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができることとされている。

単身で保護された被害者については、一時保護所を退所した後、必要な場合は婦人保護施設への入所の措置を講ずることが必要である。婦人保護施設においては、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。

また、婦人保護施設の退所後においても、安定して自立した生活が営めるよう、被害者の希望に応じて、福祉事務所等の関係機関と連携し、相談、指導等の援助を継続して実施することが望ましい。

なお、婦人保護施設が設置されていない都道府県においては、その必要性の有無について、不断に検討することが必要である。

イ　母子生活支援施設

同伴する子どもがいる被害者については、一時保護所を退所した後、必要な場合は母子生活支援施設への入所の措置を講ずることが必要である。母子生活支援施設においては、適切な職員を

配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

（４）広域的な対応

被害者の支援については、加害者等の追及から逃れるため、都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

ア　一時保護

一時保護における広域的な連携に関しては、被害者が支援を求めた婦人相談所と、被害者が一時保護を希望する都道府県の婦人相談所とが連絡、調整を行いつつ、原則として、次の取扱いが行われることが必要である。

（ア）被害者が他の都道府県の一時保護所等に移る際には、双方の婦人相談所が確認し、送り出し側の職員等が同行支援すること。なお、事前に双方の婦人相談所の協議により、同行支援の必要がないと判断した場合は、この限りではないこと。また、これに係る費用については、送り出し側が負担すること。

（イ）一時保護に係る費用は、受け入れ側の都道府県が負担すること。ただし、送り出し側の都道府県が、一時保護委託施設と契約している場合を除くものとすること。

イ　施設入所

一時保護後の施設入所における広域的な連携に関しては、現に地方公共団体間の申合せがある場合はその申合せによることとし、ない場合は、次の取扱いが行われることが望ましい。

（ア）他の都道府県の婦人保護施設に被害者が入所するときの入所に係る費用は、送り出し側の都道府県が負担すること。

（イ）他の都道府県の母子生活支援施設に被害者が入所するときの入所に係る費用は、被害者の住所地が送り出し側の婦人相談所の管轄区域内にある場合は、被害者の住所地を管轄する福祉事務所のある市等及び一時保護を行った婦人相談所がある都道府県が負担し、被害者の住所地が不明又は送り出し側の婦人相談所の管轄区域外にある場合は、一時保護を行った婦人相談所の所在地を管轄する福祉事務所のある市等及び一時保護を行った婦人相談所がある都道府県が負担すること。

（ウ）（ア）（イ）いずれの場合も、被害者が入所する施設へ移る際には、送り出し側の婦人相談所職員等が同行支援し、その費用については送り出し側が負担すること。

7　被害者の自立の支援

法第３条第３項第４号において、支援センターは、被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、また、同項第６号において、被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされている。

（１）関係機関等との連絡調整等

被害者が自立して生活しようとする際、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたる。そ

れらの機関が、認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する必要があることから、関係機関等との連絡調整は極めて重要である。

関係機関等との連絡調整については、日ごろから支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。

また、個々の事案について、被害者からの相談内容に基づき、自立支援プログラムの策定や実施など、自立支援のために必要な措置が適切に講じられるよう、支援センターが、関係機関等と積極的に連絡調整を行うことが望ましい。

なお、支援センターを設置していない市町村においても、関係機関等との連絡調整を行い、被害者に対し、自立に向けた継続的な支援を行う窓口を設置し、これらの役割を果たすことが望ましい。

ア　手続の一元化

複数の窓口に対し、被害者が個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明し、支援を受けるための手続を進めることは、加害者に遭遇する危険性が高まる上、心理的にも、被害者にとって大きな負担となることが指摘されている。このため、被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築を推進することが望ましい。庁内の関係部局や関係機関においてあらかじめ協議の上、被害者の相談内容や、希望する支援の内容を記入する共通の様式を設け、その様式に記入することによって、複数の窓口に係る手続を並行して進められるようにすることが望ましい。また、その手続を行う際にも、一定の場所に関係部局の担当者が出向くことによって、被害者が、一か所で手続を進められるようにすることが望ましい。

その際には、個人情報の適正な管理の観点から、様式に記入する内容は、どの手続にも必要な基本的な事項に限られるよう留意することが必要である。

イ　同行支援

被害者は、加害者の元から避難して新しい生活を始めるに際して強い不安や負担感を持ち、自身で様々な手続を行うことが難しい場合も少なくない。このため、支援センターにおいて、事案に応じ、関係機関への同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。その際、民間団体の協力を求めることが考えられる。

同行支援の内容としては、被害者が関係機関において手続を行う際に、支援センターの職員等が同行し、被害者の安全に配慮するとともに、必要に応じ、当該関係機関に対し、被害者の置かれた状況等について補足して説明を行い、関係機関の理解を得ることによって手続が円滑に進むよう支援を行い、また、被害者に対し、手続の方法等を分かりやすく教示すること等が考えられる。

（２）被害者等に係る情報の保護

被害者の自立の支援においても、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の住所や居所はもとより、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理に細心の注意が求められる。支援センターにおいては、被害者の支援にかかわる関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼び掛けることが必要である。

支援センターは、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、以

下の措置が執られていることについて、事案に応じ、情報提供等を行うことが必要である。また、被害者が外国人住民である場合についても対象となることに留意して適切に実施することが必要である。

ア　措置の目的

配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為（例えば、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力など）の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等及び除票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付について、不当な目的により利用されることを防止する。

イ　申出の受付

市区町村長は、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者から、ウに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

申出を受け付けた市区町村長は、警察、支援センター、児童相談所等の意見を聴き、又は裁判所の発令する保護命令の決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることその他適切な方法によって支援措置の必要性を確認し、市区町村長において判断を行う。この支援措置の必要性の確認に当たっては、被害者の負担の軽減に留意する。

ウ　支援措置

加害者が判明している場合、加害者からの請求又は申出については、「不当な目的」（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条第６項（同法第 15 条の４第５項、第 20 条第５項及び第 21 条の３第５項において準用する場合を含む。））があるもの、同法第 12 条の３第１項、第 15 条の４第３項、第 20 条第３項若しくは第 21 条の３第３項に掲げる者に該当しないもの又は同法第 11 条の２第１項に掲げる活動に該当しないものとし、交付しないこと又は閲覧させないこととする。

また、加害者の代理人として特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があった場合又は受任している事件又は事務の依頼者が加害者である特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があった場合は、当該申出を拒否することとする。

なお、弁護士等からの申出があった場合は、当該申出が相当と認められるかを判断する必要があることから、当該申出の対象が支援措置の対象となっている被害者である場合には、当該弁護士等の依頼者が加害者であるか否か確認することとする。

その他の第三者からの申出については、加害者が第三者になりすまして行う申出に対し交付すること又は閲覧させることを防ぐため、個人番号カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者（特定事務受任者を含む。）からの申出に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、利用の目的等についてもより厳格な審査を行う。

エ　関係部局における情報の管理

加害者や加害者からの依頼を受けた第三者に対し、被害者等に係る情報を提供する事例が見受けられるが、住民基本台帳の閲覧等の制限が設けられている趣旨を踏まえれば、閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報の取扱いについては特に厳重な管理が求められる。このため、選挙管理委員会や国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等住民基本台帳からの情

報に基づき事務の処理を行う部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。住民基本台帳担当部局においては、これらの関係部局との連携に努めることが必要である。

国においては、住民基本台帳の閲覧等の制限が適切に実施されるよう、上記の事項について、周知に努める。

（３）生活の支援

ア　福祉事務所

法第８条の３において、福祉事務所は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

福祉事務所においては、事案に応じ、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査を実施し、母子生活支援施設の利用を促すとともに、生活保護が必要な者に対しては、後述の点に特に留意して適切な保護及び支援を実施することが必要である。

イ　母子・父子自立支援員

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子自立支援員は、母子家庭の母及び父子家庭の父又はこれに準ずる状態にある者の自立支援を図るため、就業についての相談や生活相談に応じるとともに、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する相談及び支援を行うことが必要である。

ウ　生活保護

生活保護制度は、保有する資産、能力等あらゆるものを活用しても、なお最低限度の生活を維持することができない者に対して、最低生活費の不足分に限って保護費を支給するとともに、その自立を助長するものである。

支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、生活保護制度の適用について、福祉事務所に相談するよう、情報提供等を行うことが必要である。また、福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、被害者から生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

なお、法による婦人相談所が行う一時保護の施設の入所者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、現在地保護を行うことが必要である。ただし、入所者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間において地方公共団体相互の取決めを定めた場合には、それによることとされている。

国においては、被害者に対する生活保護の適用について、保護の要件を満たす場合には適切に保護を適用するよう、周知に努める。

エ　子どもとともに生活する被害者への支援

支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ母子生活支援施設における保護及び支援の実施、児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等につい

て、情報提供等を行うことが必要である。

国においては、児童扶養手当について、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）に規定する婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）を解消した場合及び児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）に規定する父又は母に 1 年以上遺棄されている場合に加え、同令に規定する父又は母が保護命令を受けた児童についても、一定の要件を満たす場合には支給が可能であることを含め、こうした措置が適切に行われるよう、市町村等に対し周知に努める。また、児童手当については、加害者から受給事由消滅届が提出されていなくても、一定の要件を満たす場合には被害者の請求に基づき支給が可能であることを含め、こうした措置が適切に行われるよう、市町村等に対し周知に努める。

（４）就業の支援

被害者の自立を支援する上で、被害者の抱えるＰＴＳＤ等の障害、安全確保の問題など、被害者一人一人の状況に応じ、被害者に対する就業支援を促進することが極めて重要である。支援センターにおいては、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、女性センター等における就業支援等についての情報提供と助言を行い、事案に応じ、当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向け、支援に努めることが必要である。また、被害者が生活に困窮する場合には、生活困窮者支援制度と連携して支援を行うことも考えられる。

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。

子どものいる被害者については、本人が希望する場合、公共職業安定所等は、事業主に対し、被害者が特定求職者雇用開発助成金、及びトライアル雇用助成金の対象となり得ることを必要に応じて周知し、制度を活用するよう働き掛けることが望ましい。被害者の職業能力、求職条件等から職業訓練の受講の必要性が高いと認められる者に対しては、公的職業訓練の受講のあっせんに努めることが必要である。

また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等の制度の対象となり得ることから、支援センターにおいては、こうした制度の活用についても積極的に促すことが必要である。

都道府県等においては、婦人保護施設や母子生活支援施設等の退所者に対する就職時の身元保証等、被害者の自立に向けた支援に努めることが必要である。

国においては、こうした支援が適切に行われるよう、関係機関に対して周知に努める。

（５）住宅の確保

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることは極めて重要である。このため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）に定める住宅確保要配慮者には、配偶者からの暴力の被害者が含まれるものであることも踏まえ、都道府県及び市町村はこのような被害者が自立して生活することができるように、受け皿となる住宅の確保に努めることが必要である。

また、支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、住宅の確保について情報提供等を行うことが必要である。

国においては、被害者に対する住宅の供給の促進を図るため、関係機関に対して周知に努める。

ア　公営住宅への入居

公営住宅への入居については、国において、地域の住宅事情や公営住宅ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことができることが明らかにされているとともに、収入認定や保証人の要否について、被害者の実情を勘案して弾力的に運用するよう事業主体に配慮を求めている。また、入居者資格のない者も含めて被害者が公営住宅を目的外使用することができるようにするとともに、円滑な入居を可能とするため、当該目的外使用の手続を簡素化している。

今後とも、公営住宅の事業主体において、福祉部局、支援センター等の関係者とも連携の上、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居の制度が一層活用されることが必要である。また、被害者が若年単身である場合に対応した目的外使用の実施等についても、特段の配慮を行うことが必要である。

イ　民間賃貸住宅への入居

国においては、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合、民間の家賃債務保証会社等に関する情報の提供について、支援センターとの連携を図るよう、民間賃貸住宅にかかわる団体に対する要請に努める。

また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者の住宅の確保に向けて、身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

（６）医療保険

支援センターは、被害者から医療保険に関する相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア　健康保険においては、被扶養者は被保険者生計維持関係にあることが必要であり、生計維持関係がなければ被扶養者から外れること。

イ　国民健康保険組合の行う国民健康保険においては、組合員の世帯に属していなければ、その対象から外れること。

ウ　被害者は、婦人相談所等が発行する証明書（子ども等の家族を同伴している場合には、その同伴者に係る証明書を含む。）を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること。

エ　被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れた場合には、年金の第３号被保険者については、第１号被保険者となる手続が必要になること。

オ　市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが可能であり、市町村において相談すること。

カ　後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療においては、事実上の住所の確認により、配偶者とは別の世帯として、後期高齢者医療の被保険者となることが可能であり、市町村の後期高齢者医療担当窓口において相談すること。

キ　第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること。

ク　医療費通知の送付により、被害者が受診した医療機関について、加害者に伝わるおそれがある場合には、被害者が加入している医療保険の保険者に対し、医療費通知の送付先の変更等を依頼すること。

（7）年金

支援センターは、被害者から国民年金等に関する相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア　被害者が国民年金の第３号被保険者（会社員、公務員等の被扶養配偶者）であって、当該被害者がその配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合は、第３号被保険者から第１号被保険者となる手続が必要となること。

イ　上記の手続は、現在住んでいる市町村において行うこと。その際、年金手帳等が必要となること。

ウ　第１号被保険者になった場合は、自らが保険料を負担する義務が生じること。

エ　第１号被保険者は、生活保護法による扶助を受けている場合や、経済的に保険料の納付が困難な場合等は、保険料の免除制度等があることから、市町村において相談すること。

また、配偶者からの暴力が原因で避難している被害者が保険料の免除を申請する場合は、加害者の所得は審査の対象としない特例があるので、年金事務所において相談すること。

オ　国民年金、厚生年金保険及び船員保険に関し、被害者が年金事務所において手続を執ることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われることとなるので、必要に応じ、年金事務所において相談すること。

カ　配偶者からの暴力が原因で被害者が避難している間に加害者が死亡し、被害者が遺族年金の裁定請求を行う場合については、裁定請求の際、年金事務所において、その旨を相談すること。

（8）子どもの就学･保育等

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもの就学・保育等は、極めて重要である。支援センターは、教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、事案に応じ、同居する子どもの就学や保育について情報提供等を行うことが必要である。

なお、教育委員会、学校、保育所等は、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理することが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア　就学

子どもの就学については、様々な事情によって住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、その子どもが住所を有することに基づいて就学を認める扱いがなされている。また、転出先の学校においては、被害者等の安全を確保するために情報提供の制限が必要な場合においては、転出元の学校へは転出の事実のみを知らせるなどの対応も考えられる。これらのことを踏まえ、支援センターにおいては、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡を取るとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。

イ　保育

（ア）保育所への入所

保育所への入所については、児童福祉法上、保護者が就労・疾病等の理由により就学前の児童を保育することができない場合に、その保護者から申込みがあった場合には、市町村は、保育所においてそれらの児童を保育しなければならないこととなっている。その際、一つの保育所への入所の希望が集中した場合には、市町村において公正な方法で、選考を行うことが可能である。

国においては、市町村に対し、保育所へ入所する子どもを選考する場合においては、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、保護者が求職中であっても保育所への申込みが可能であること、戸籍及び住民票に記載がない子どもであっても、居住している市町村において保育所への入所の申込みが可能であること、並びに被害者が加害者の元から避難したことにより世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難と認められる場合には、その個々の家計の収入の実態を踏まえた適切な保育料が徴収されるようにすることについても、市町村に対し周知徹底に努める。

（イ）その他の保育サービス

支援センターは、ファミリー・サポート・センターや子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライト）等、保育所以外の保育サービスについても、市町村における実施状況を踏まえ、事案に応じ、情報提供を行うことが必要である。

ウ　接近禁止命令への対応

被害者の子どもへの接近禁止命令の発令も可能であることから、支援センターは、制度の趣旨及び概要について、教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ることが必要である。また、支援センター及び警察は、被害者及びその子どもへの接近禁止命令が発令された場合にはその旨を教育委員会及び学校、保育所等に申し出るよう被害者に促すことが必要である。

エ　予防接種等

支援センターは、子どもとともに遠隔地で生活する被害者について、住民票の記載がなされていない場合であっても、居住していることが明らかであれば、滞在先の市町村において予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく定期の予防接種や母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に基づく健診が受けられることについて、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

国においては、こうした支援が適切に行われるよう、市町村等関係機関に対する周知に努める。

（９）その他配偶者暴力相談支援センターの取組

支援センターは、各々の実情を踏まえ、事案に応じ、離婚調停手続、子どもとの面会交流、多重債務問題等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。日本司法支援センター（通称：法テラス）においては、資力の乏しい者に無料法律相談を実施したり、裁判代理費用、裁判所へ提出する書類作成費用の立替え等の援助を行う民事法律扶助業務を行っており、事案に応じ、法テラスの利用に関する情報提供を行うことが望ましい。

また、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、介護保険法（平成９年法律第

123 号）に基づく要介護認定等を受けて、施設介護サービス費の支給等の介護給付等を受けることが可能であることや、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく施設入所支援等についても同様に、支給決定を受けることが可能であることについて、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

なお、住民票を移していない場合等の一般旅券の発給に関しては、各都道府県の一般旅券申請窓口に相談するよう、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

８　保護命令制度の利用等

（１）保護命令制度の利用

法第３条第３項第５号において、支援センターは、保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこととされている。

ア　被害者への説明

支援センターは、被害者に対し、保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるようにすることが必要である。その際には、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されることとなること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができることなどについても、被害者に対し説明することが必要である。また、保護命令の申立てから決定までの間については、事案に応じ、被害者の一時保護を検討するとともに、被害者に対し、自身の安全の確保に十分留意するよう説明することが必要である。

また、保護命令の申立て後に申立てが却下された場合や、命令の発令後に被害者がその取消しを申し立てた場合等であっても、支援センターでは、被害者の希望に応じ、引き続き相談、助言等の援助を行うことについて、あらかじめ説明することが必要である。

イ　関係機関への連絡

関係機関への連絡については、必要に応じ、支援センターが地方裁判所に対し、支援センターの連絡先、裁判所内で加害者が被害者を待ち伏せするおそれがあることから警備が必要であること、支援センターの関係者が申立人の裁判所への出頭に付き添うこと等を連絡することが考えられる。

また、保護命令が発令された後の被害者の安全確保を速やかに行うため、支援センターに相談した被害者が保護命令の申立てを行う際には、事前に警察に情報提供を行うことが望ましい。

なお、保護命令の具体的な手続は、別添のとおりである（別添参照）。

（２）保護命令の通知を受けた場合の対応

ア　警察

法第 15 条第３項において、保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとされている。

警察において同項による通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を

確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、配偶者からの暴力による被害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。被害者の親族等への接近禁止命令が発令されている場合は、これらの者に対しても加害者からの暴力による被害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。

また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

警察が同項に基づく通知を受けた場合で、その通知に係る保護命令について支援センターへも通知が行われたときには、被害者の安全確保について、支援センターと警察が連携して被害発生の防止に努めることが必要である。具体的には、警察が把握した加害者の言動等について、支援センターと情報の共有を行い、被害者の保護に努めることが考えられる。

なお、保護命令違反のほか、加害者が、被害者に対し、暴行、傷害、脅迫、住居侵入、器物損壊、ストーカー行為等刑罰法令に触れる行為を行った場合には、被害者の意思を踏まえ、各種法令を適用した措置を厳正に講ずることが必要である。

イ　配偶者暴力相談支援センター

法第 15 条第 4 項において、保護命令を発した場合であって、支援センターの職員に相談等を求めた事実があり、かつ、申立書にその旨の記載があるときには、裁判所書記官は、速やかに保護命令が発せられた旨及びその内容を当該支援センターの長に通知するものとされている。

支援センターにおいて同項による通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、被害者の住所又は居所を管轄する警察に対して、特に被害者が一時保護所、婦人保護施設等を退所する場合、遠隔地へ避難する場合、転居の連絡を受けた場合等に、被害者の安全確保に必要な情報を提供するとともに、警察から、保護命令を受けた加害者の状況等に関する情報の提供を受け、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。事案に応じ、支援センターの職員と警察職員が同席して、保護命令発令後の被害者の安全確保の方法等について検討することも考えられる。

また、必要に応じ、支援にかかわる関係機関及び民間団体に対して、保護命令が発せられたこと及びその内容を伝え、被害者の安全確保に一層配慮することや、危険性が高いと考えられる場合には、遠隔地への避難を検討するなど、保護命令の発令を踏まえた今後の支援の方針について、共通の認識を持てるように関係機関等と連絡調整を行うことが望ましい。

９　関係機関の連携協力等

法第９条において、支援センター、都道府県警察、福祉事務所及び児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとすることとされている。

（１）連携協力の方法

被害者の支援のためには、法に掲げられた機関を始め、人権擁護委員や、関連する施策を所管す

る関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

このためには、支援センターを中心とした関係機関の協議会の設置、被害者の支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関等の相互の協力の在り方をあらかじめ決めておくこと等が有効であると考えられる。

（２）関係機関による協議会等

ア　協議会等の構成

協議会等の設置に当たっては、関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。

既に関係機関の協議会等を設置している地方公共団体においては、そうした場を活用して、個人情報の保護に十分留意した上で、具体的な事案についても現場における対応に重点を置いて、実践的、継続的な協議を行うことが望ましい。また、関係機関の協議会等がいまだ設置されていない地方公共団体においては、設置を検討することが必要である。

イ　協議会等への参加機関

協議会等へ参加する機関については、支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所、教育委員会等都道府県又は市町村の関係機関はもとより、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、地方出入国在留管理局、法テラスの地方事務所、年金事務所等の行政機関等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。裁判所についても、オブザーバー等の形で、協議会等の場への出席を求めることも考えられる。特に、保護命令制度の運用において調整を要する事項に関しては、これらの関係機関等が参加する協議会等の場で検討することが望ましい。

また、被害者の保護、自立支援を図る上で、民間の団体の理解と協力は極めて重要である。このため、民間の支援団体を始め、人権擁護委員連合会や、弁護士会、司法書士会、調停協会連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、民生委員児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等、様々な関連する民間団体の参加についても、協議会等の性格や、その地域において被害者の支援に関して課題となっている事項等に応じて幅広く検討することが望ましい。

（３）関連する地域ネットワークの活用

児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）や犯罪被害者等に係る被害者支援地域ネットワーク、高齢者及び障害者虐待防止のためのネットワーク等、配偶者からの暴力の問題と関連の深い分野において、関係機関のネットワーク化が図られているところであり、こうした地域協議会等既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。なお、配偶者からの暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、要対協の活用などにより、児童相談所と支援センター及び福祉事務所の連携を一層強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有して適切に対処することが求められる。支援センター及び福祉事務所を設置する地方公共団体においては、これら機関の要対協への積極的な参画を働き掛けることが必要である。また、これら機関が設置されていない地方公共団体においても、都道府県等が設置する支援センタ

一や福祉事務所、配偶者暴力相談支援担当部署等が参画することが考えられる。

（４）広域的な連携

被害者に対する加害者からの追及が激しい場合、保護命令発令後に退所又は転居する場合等は、市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられ、こうしたことを想定して、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

（５）連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、それぞれの対応機関が緊密に連携し、考え得る対応を積極的に共有して適切に対処することが重要である。

これらの連携協力については、ガイドラインの作成や連携の好事例の共有、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

10　職務関係者による配慮・研修及び啓発

（１）職務関係者による配慮

法第 23 条第 1 項において、配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないとされている。

ア　配偶者からの暴力の特性に関する理解

職務関係者においては、配偶者からの暴力は外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、被害が深刻化しやすいという特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

特に被害者と直接接する場合は、被害者が配偶者からの暴力により心身とも傷ついていることに十分留意することが必要である。こうしたことに対する理解が不十分なため、被害者に対し、不適切な対応をすることで、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。

イ　被害者等に係る情報の保護

職務関係者が職務を行う際は、被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考えつつ、具体的には、加害者の元から避難している被害者の居所が加害者に知られてしまう、あるいは被害者を支援している者の氏名等が加害者に知られてしまうといったことのないよう、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。

また、加害者の元から被害者と共に避難している子どもが通う学校や保育所においては、被害者から申出があった場合には、関係機関と連携を図りつつ、加害者に対して被害者の居所が知られることがないように、十分配慮することが必要である。

ウ　外国人等の人権の尊重

外国人や障害者である被害者等の人権の尊重が必ずしも十分徹底されていないとの指摘があることを踏まえ、法においては、職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権

を尊重しなければならないことが確認されたところである。法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある者等も当然含まれていることに十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

出入国管理及び難民認定法においては、「正当な理由」がある場合を除き、所定の期間内に住居地の届出をしないことや、配偶者の身分を有する者としての活動を６月以上行っていないことが在留資格取消事由とされているが、外国人である被害者が配偶者からの暴力を理由として避難したり、又は保護を必要としている場合は、「正当な理由」がある典型的な事例として、在留資格の取消しを行わないこととされている。

なお、被害者が不法滞在外国人である場合には、関係機関は地方出入国在留管理局と十分な連携を図りつつ、加害者が在留期間の更新に必要な協力を行わないことから、被害者が不法滞在の状況にある事案も発生していることを踏まえ、事案に応じ、被害者に対し適切な対応を採ることが必要である。また、国においては、被害者から在留期間の更新等の申請があった場合には、被害者の立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案して、人道上適切に対応するよう努める。

（２）職務関係者に対する研修及び啓発

法第 23 条第２項において、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとすることとされている。

職務関係者に対してこうした研修及び啓発を実施することは、被害者が安心して支援を受けることのできる環境の整備につながるとともに、関係機関が配偶者からの暴力の問題について共通の認識を持つことにより、関係機関の連携協力の強化にも資するものである。職務関係者に対する研修及び啓発の実施に当たっては、以上に述べたような、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。

研修の場においては、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実践的な知識や留意点、関連する法制度について幅広く情報を提供することが必要である。また、ロールプレイ等を用いて、実際の業務に直結する研修を行うことも考えられる。

特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。支援センターにおいては、関係機関の職員に対する研修等に講師を派遣するなど、二次的被害を防止する観点から、職務関係者に対する研修の実施について、関係機関に積極的な働き掛けを行うことが望ましい。研修の実施については、異動期を考慮しつつ広く参加を呼び掛けることや、民間団体との共同で行うなどの工夫も考えられる。

また、相談員等被害者の支援に直接携わる職員については、その職務の特性から、職務遂行の過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態等心身の健康が損なわれることがあり、こうしたことのないよう、当該職員の所属する機関において配慮することが必要である。具体的には、職場での研修や専門的立場からの助言、指導の実施等が考えられる。

国及び地方公共団体においては、上記の事項に十分配慮して、職務関係者に対する研修の実施、相談の手引等の作成や配布、二次的被害の防止に必要な情報の提供等に積極的に努める。

11　苦情の適切かつ迅速な処理

法第９条の２において、支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとすることとされている。

苦情の処理に当たっては、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や信頼性、適正性の確保を図ることが必要である。

関係機関においては、申出のあった苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。関係機関において、苦情処理制度が設けられている場合には、その制度やその利用によって不利益を被らないことを分かりやすく周知するとともに、その制度に則して処理を行うことが必要である。

12　教育啓発

法第 24 条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとすることとされている。

配偶者からの暴力の防止の観点からは、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要である。啓発は国民各界各層を対象に行うことが必要であり、被害者が受けた暴力の実態や、配偶者に対して暴力を振るうことは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることへの認識が、性別を問わず国民に共有されるように取り組んでいくことが必要である。また、啓発に当たっては、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれること、子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たるものであることなどに留意することが必要である。

（１）啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。

啓発の方法については、ポスター・パンフレットの作成・配布のほかにも、シンポジウムの開催や、地域における各種団体の研修会や講座等の機会を活用するなど様々な方法が考えられる。また、市町村では、その広報紙への掲載や自治会等の協力を得たパンフレットの回覧等、住民に身近な場所で、地域に密着した形の啓発を進めるとともに、都道府県ではシンポジウムの開催やテレビ等の活用等により広域的な方法での啓発にも取り組むことが考えられる。さらに、配偶者に対する暴力には、具体的にどのような行為があるのか、また、配偶者に対して暴力を振るうことは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であることについて、自らの身近な問題として考えてもらうきっかけとなるよう、啓発の内容を工夫することが必要である。

こうした啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と防止に関する協力が得られるよう努めることが必要である。

被害者の支援のための仕組み等についても啓発を行うことが必要であるが、その場合、一時保護を行う施設の所在地等については、加害者に知られないよう工夫するなど、被害者の安全を十分考慮し、被害者の立場に立った啓発を行うことが必要である。また、外国人や障害者等である被害者に対しても、適切な情報が提供されるよう留意することが必要である。

国においては、上記の事項に十分配慮して、毎年 11 月 12 日から２週間にわたって実施している「女性に対する暴力をなくす運動」を中心として、ポスター・パンフレットの作成・配布、テレビ等を通じた積極的な広報啓発に努めるとともに、こうした広報啓発に対する認知度の把握に努める。また、「女性の人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発資料の配布等、積極的な啓発に努める。

（２）若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。特に、配偶者からの暴力の防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、SNS 等を活用した若年層にも届きやすい広報媒体を活用しつつ、関係機関との連携や民間団体の協力などにより、若年層を対象とした啓発活動を行うことが望ましい。

また、学校において、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、人権教育の中で、この問題を取り上げることも考えられる。なお、高等学校や大学等への専門的な知識や経験を有する有識者等の派遣により教育啓発を実施している地方公共団体等の事例もあることから、この事例のような方法による教育啓発の実施も考えられる。

国においては、引き続き、地方公共団体等における好事例の収集及び情報提供に努めるとともに、若年層を対象とした啓発活動の重要性について、若年層と日常的に接することが多い教育関係者等に対する理解を促進するための周知等に努める。

13　調査研究の推進等

法第 25 条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとすることとされている。

なお、調査研究に当たり、被害者と接する必要がある場合には、被害者の心身の状況、その置かれている環境等に十分配慮することが必要である。

（１）調査研究の推進

ア　加害者の更生のための指導

配偶者からの暴力の加害者を対象としたその更生のための施策は、配偶者からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策の一つである。保護命令が発令されている場合などにおいて加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、沈静化を図る観点からの対応にも配慮する必要がある。

加害者の更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては、加害者が更生のための指導を受けているという事実をもって、被害者やその関係者に事実に反し加害者が更生したとの錯覚を与えるおそれがある。また、更生のための指導を受けたことで保護命令の対象となる暴力の範囲を学習し、それに当たらない言葉による脅し等を行うようになるおそれもある。

調査研究に当たっては、配偶者からの暴力は本来犯罪として扱われるべき事案を含む重大な問題であるということを考慮した上で、いかに被害者の安全を高めるか、また、いかに新たな被害者を生み出さないようにするかをその目的とするよう留意することが必要である。

国においては、これまで、諸外国の実態や国内で実施した試行の結果を踏まえ、加害者の更生のためのプログラムの可能性と限界について調査研究を行った。

国においては、上記の事項に十分配慮して、これまでの検討結果や他の犯罪加害者を対象とする処遇プログラムの動向等を踏まえ、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。また、受刑者等や保護観察に付された者に対しては、暴力事犯者に対するプログラムについて検討又は実施を進めているところであり、加害者の問題性に応じて、配偶者からの暴力の特性等に配慮した処遇の実施に努める。

イ　被害者の心身の健康の回復

被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、調査研究の推進に努めることが必要である。

国においては、厚生労働科学研究費補助金による研究事業として、配偶者からの暴力の被害母子に対する早期介入の方法論や健康回復のためのケア技法の確立、就労・子育て支援等の生活再建に向けた総合的支援の基礎となる基礎的データを提供する「家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究」を実施するなど、従来から各種の調査研究を推進しているところである。

国においては、配偶者からの暴力の被害の実態把握や、被害者及び同伴する子どもの自立支援に寄与するため、引き続き調査研究の推進に努める。

（２）人材の育成等

被害者の支援を担う人材が、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分理解していることは、きめ細かでニーズに合致した自立支援を行っていく基盤となることから、関係機関においては、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。特に、指定管理者が支援センターの施設を管理する場合、その指定の際には、相談の手引等の配布、二次的被害の防止に必要な情報の提供等により、被害者の支援に支障がないようにすることが必要である。

14　民間の団体に対する援助等

法第 26 条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとすることとされている。

配偶者からの暴力の防止及び自立支援を含む被害者の適切な保護は、国及び地方公共団体において主体的に取り組んでいるところである。

しかしながら、民間シェルターをはじめとする民間団体の中には、法制定以前からこの問題に取り組むなど、被害者の支援のための豊富なノウハウを有し、一人ひとりの多様なニーズに柔軟に対応した支援に取り組んでいる団体も多くある。また、この問題に関連する民間団体は、人権擁護委員連合会や弁護士会、司法書士会、調停協会連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、医療社会事業協会、民生委員児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等多くの団体があり、こうした団体の理解と協力

は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る上で重要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。

連携の例としては、一時保護の委託及びそれ以外の緊急時における安全の確保、相談業務、心理的ケア等の専門的支援、同行支援、居場所づくり等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、広報啓発業務、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。支援センターについても、当該支援センターの業務の委託について、別途法令の定めがある場合を除き、その業務の全部又は一部を委託することが考えられる。なお、どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態と意見を踏まえ、民間団体等の有する豊富なノウハウやネットワークを、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に十分にいかすという観点に立って、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

国においては、民間シェルター等における被害者支援の充実に向けた取組を推進するとともに、被害者支援に関する情報やノウハウ等の共有のための民間シェルターのネットワーク強化に向けた取組の促進に努める。

また、それぞれの地域における配偶者からの暴力の状況、公的な施設の状況、当該民間団体等への援助の必要性、適格性等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村の判断において、連携内容に応じ、情報提供、資料の提供、財政的援助等の必要な援助を行っていくことが望ましい。

国においては、上記の事項に十分配慮して、研修会等の講師として民間団体の代表を招へいするとともに、民間団体等に対し、ホームページ等を通じ、各種の調査報告書や関連する施策に係る通達等も含め、きめ細かな情報の提供に努める。特に、官民連携による配偶者からの暴力被害者等に対する支援充実のため、国や地方公共団体が発出する配偶者からの暴力被害者支援に関する通知等については、ホームページへの掲載その他の方法により、民間シェルターをはじめとする民間団体に対する速やかな提供が望まれる。また、地方公共団体と民間団体との連携等の好事例の収集・普及に努めるとともに、民間団体のスタッフ養成への援助や、民間の団体に対する専門的な知識や経験を有するアドバイザーの派遣についても充実を図り、連携を取りつつ積極的な施策の展開に努める。

第３　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

１　基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国においては、配偶者からの暴力をめぐる状況や、国及び地方公共団体における施策の実施状況を把握するとともに、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取して、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　基本計画の策定・見直しに係る指針

（１）基本計画の策定

ア　現状の把握

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施

状況を把握することが必要である。

イ　関係機関等の連携

基本計画の策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、その他の関係機関とも連携して取り組むことが望ましい。

なお、市町村基本計画は都道府県基本計画を勘案して策定することが必要であるが、都道府県において都道府県基本計画の見直しに係る検討を進めている場合には、市町村基本計画の策定は、その見直しの完了を待って初めて可能となるものではなく、都道府県と市町村の間で協議を行う等相互に十分な連携を図りつつ、都道府県基本計画の見直しに係る検討と並行して、市町村基本計画の策定に係る検討を行うことが望ましい。

ウ　関係者からの意見聴取

基本計画の策定に当たっては、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

（２）基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。見直しに当たっては、上記（１）に掲げる基本計画の策定に準じた対応を採ることが必要である。

見直しは、基本計画に定めた施策の実施状況を把握し、評価した上で行うことが必要である。また、それ以外の場合においても、施策の実施状況を適宜把握して評価することが望ましい。

なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

別添　保護命令の手続

第１　概要

保護命令の制度とは、「配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を受けた被害者が、配偶者から身体に対する暴力を受けることによりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合に、被害者の生命又は身体の安全を確保することを目的として、裁判所が、配偶者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者への電話等の禁止、③被害者の同居の子への接近等の禁止、④被害者の親族等への接近等の禁止又は⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を内容とする「保護命令」を発令し、配偶者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする制度である（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第４章及び第６章）。また、生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた被害者についても保護命令の制度の対象とされている（法第５章の２）。

第２　保護命令の種類

１　被害者への接近禁止命令（法第 10 条第１項第１号、第 28 条の２）

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、命令の効力が生じた日から起算して６月間、被害者の住居（５の退去命令の対象となる被害者と配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手が生活の本拠を共にする住居を除く。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住

居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

2　被害者への電話等禁止命令（法第 10 条第２項、第 28 条の２）

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し，命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものである。

①　面会を要求すること。

②　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

③　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

④　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

⑤　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

⑥　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

⑦　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

⑧　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

配偶者が被害者に面会を要求すること等は、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 法律第 113 号。以下「平成 19 年改正法」という。）による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、被害者への接近禁止命令が発令されている状況であるにもかかわらず、被害者に対し、一定の電話等が行われる場合には、「戻らないといつまでも嫌がらせをされるのではないか」、「もっと怖い目に遭わされるのではないか」などといった恐怖心等から、被害者が配偶者の元へ戻らざるを得なくなったり、要求に応じて接触せざるを得なくなったりして、被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成 19 年改正法により、被害者への電話等禁止命令が設けられたものである（その後、生活の本拠を共にする交際相手にも拡大されている。）。

3　被害者の同居の子への接近禁止命令（法第 10 条第３項、第 28 条の２）

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者とその成年に達しない子が同居する住居（配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と共に生活の本拠としている住居を除く。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

配偶者が被害者の同居の子へ接近することは、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 64 号。以下「平成 16 年改正法」という。）による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、具体的には、配偶者が被害者の幼年の子をその通園先等において連れ去り、配偶者の元に連れ戻してしまうと、その子の身上を監護するために被害者が自ら配偶者に会いに行かざるを得なくなるなど、被害者が配偶者との面会を余儀なくされると認めるべき場合があり、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、その効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成 16 年改正法により、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するため、被害者の同居の子への接近禁止命令が設けられたものである（その後、生活の本拠を共にする交際相手にも拡大されている。）。

4　被害者の親族等への接近禁止命令（法第 10 条第 4 項、第 28 条の２）

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と同居している者を除く。以下「親族等」という。）の住居（配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と共に生活の本拠としている住居を除く。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

配偶者が被害者の親族等へ接近することは、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、平成 19 年改正法による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、具体的には、配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行う場合等には、被害者がその行為を制止するために配偶者との面会を余儀なくされる状態に陥る可能性が高いと考えられる場合があり、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、その効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成 19 年改正法により、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するため、被害者の親族等への接近禁止命令が設けられたものである（その後、生活の本拠を共にする交際相手にも拡大されている。）。

5　退去命令（法第 10 条第 1 項第 2 号、第 28 条の２）

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、命令が効力を生じた日から起算して２月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものであり、平成 16 年改正法により退去の期間が２週間から２月間に延長されるとともに、当該住居の付近をはいかいすることの禁止が加えられたものである。

第３　保護命令の申立ての手続

1　申立人

（１）保護命令の申立てをすることができるのは、配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者（「被害者」）である（法第 10 条第１項本文、第 28 条の２）。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号。以下「平成 25 年改正法」という。）による改正前は、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者は保護命令の申立てをすることができなかったが、配偶者からの暴力と同様に、婚姻と同様の共同生活を営んでいることによる「囚われの身」の状況が存在し、かつ、外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすいと考えられるものであること、被害者の保護のために加害者に対する退去命令が必要とされる事案も想定されること、生活の本拠を共にする関係にある場合の主たる判断要素である「生活の本拠を共にする」ことは、外形的事情を踏まえて裁判所が判断可能なものであり、この要件を設けることで保護命令の適用範囲の明確性が担保されることなどが考慮され、拡大されたものである。

（２）「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む（法第１条第３項）。

（３）また、平成 16 年改正法により、「配偶者からの暴力」については、身体に対する暴力に限らず、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものとされたが（法第１条第１項）、保護命令の手続の対象となるのは、配偶者からの「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を受けた被害者に限られる（法第 10 条第１項柱書）。「身体に対する暴力」とは、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう（法第１条第１項）。

「生命等に対する脅迫」とは、被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう（法第 10 条第１項柱書）。すなわち、配偶者からの精神的暴力は、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、平成 19 年改正法による改正前においては、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者のみが保護命令を申し立てられるものとされていたが、被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下「生命等に対する脅迫」という。）を受けた被害者については、身体に対する暴力を受けていなくても、その後配偶者からの身体に対する暴力を受ける一定程度の可能性が認められ、その保護の必要性が被害者等から強く求められていること等を受け、平成 19 年改正法により、一定の要件を充たす場合には、生命・身体に危害が加えられることを防止するため、生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、保護命令を申し立てられるものとされたものである。

（４）さらに、平成 16 年改正法による改正前は、元配偶者に対して保護命令を発令することは認められていなかったが、配偶者からの身体に対する暴力を受けた場合にあっては、離婚直後の時期が一連の身体に対する暴力の危険が最も高まる時期であると指摘されていること、配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に離婚をした場合にあっては、婚姻中の身体に対する暴力と離婚後において配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力は、一体的なものとして評価することが可能であること等の理由から、平成 16 年改正法及び平成 19 年改正法により、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっても、３（１）の要件を満たすときは、当該配偶者であった者に対して保護命令を発令することができることとされたものである（第 10 条第１項柱

書)。なお、生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力を受けた後に生活の本拠を共にする関係を解消し、引き続き身体に対する暴力を受けた場合についても、同様に保護命令を発令することができる（法第 28 条の２における法第 10 条第１項の規定の読替部分参照)。

2　管轄裁判所

保護命令の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、次の地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（１）相手方である「配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手」の住所の所在地（法第 11 条第１項、第 28 条の２)。

（２）日本国内に相手方の住所がないとき又は住所が知れないときは、その居所の所在地（法第 11 条第１項、第 28 条の２)。

（３）申立人の住所又は居所の所在地（法第 11 条第２項第１号、第 28 条の２)。

（４）保護命令の申立てに係る「配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」が行われた地（法第 11 条第２項第２号、第 28 条の２)。

（５）被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令の申立てに係る事件については、被害者への接近禁止命令を発令する裁判所又は発令した裁判所（法第 10 条第２項から第４項まで、第 28 条の２)。

3　保護命令発令の要件

保護命令が発令される要件は、次のとおりである。

（１）保護命令に共通の要件

申立人である被害者が配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいこと（法第 10 条第１項本文)。

また、申立人である被害者が生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては生活の本拠を共にする交際相手からの更なる身体に対する暴力（生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を受けた後に、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により、生活の本拠を共にする交際相手からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては生活の本拠を共にする交際相手から受ける身体に対する暴力（生活の本拠を共にする交際相手からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが

大きいこと（法第10条第１項本文、第28条の２）。

元配偶者や元交際相手に対する保護命令の発令の要件が「引き続き受ける身体に対する暴力」によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいこととされているのは、婚姻継続中や生活の本拠を共にする交際中の身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫との一体性が必要であることによるものと考えられる。

（２）被害者への電話等禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

裁判所が（１）の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第２項本文、第28条の２）。

（３）被害者の同居の子への接近禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア　裁判所が（１）の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第３項本文、第28条の２）。

イ　被害者がその成年に達しない子（以下単に「子」という。）と同居していること（法第10条第３項本文、第28条の２）。

ウ　被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること（法第10条第３項本文、第28条の２）。

なお、この必要性の認定は、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の客観的事情の存在により認められる必要がある。

エ　子が15歳以上であるときは、その同意があること（法第10条第３項ただし書、第28条の２）。

一定の判断能力を備えていると認められる15歳以上の子については、その意思を十分に尊重するために、その子の同意がある場合に限り、被害者の子への接近禁止命令を発することとされたものである。

（４）被害者の親族等への接近禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア　裁判所が（１）の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第４項本文、第28条の２）。

イ　被害者がその親族等被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と同居している者を除く。）に関して配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること（法第10条第４項本文、第28条の２）。

なお、「被害者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、被害者の身上、安全等を配慮する立場にある者をいい、職場の上司、支援センターや民間シェルターの職員のうち、被害者に対し現に継続的な保護・支援を行っている者等がこれに該当し得るものと考えられる。

また、上記の必要性の認定は、配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の客観的事情の存在により認められる必要がある。

ウ　親族等が被害者の15歳未満の子でないときは、申立てに当たり、その同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）があること（法第10条第５項、第28条の２）。

この命令の申立てに当たっては、当該親族等の意思又はその法定代理人の意思を十分に尊重するために、その親族等又はその法定代理人の同意を要するものとされたものである。被害者の子については、被害者の同居の子への接近禁止命令との均衡上、15 歳以上の子についてはその子の同意が必要であるが、15 歳未満の場合はその法定代理人の同意を要しないこととされている。

4　申立ての方法等

（1）保護命令の申立ての方法

保護命令の申立ては、書面（申立書）でしなければならず、その記載事項は、配偶者暴力等に関する保護命令手続規則（平成 13 年最高裁判所規則第 7 号）の定める形式的記載事項（第 1 条参照）のほか、次のとおりである（法第 12 条第 1 項、第 28 条の 2）。なお、これらの事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処せられる（法第 30 条）。

ア　配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況。

イ　3（1）の要件があると認めるに足りる申立ての時における事情。

ウ　被害者の同居の子への接近禁止命令の申立てをする場合にあっては、被害者が同居している子に関して配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者）と面会することを余儀なくされることを防止するため被害者の同居の子への接近禁止命令を発令する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情。

エ　被害者の親族等への接近禁止命令の申立てをする場合にあっては、被害者が親族等に関して配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者）と面会することを余儀なくされることを防止するため親族等への接近禁止命令を発令する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情。

オ　支援センターの職員又は警察職員に対し、アからエまでの事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無。

カ　オにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項。

（ア）当該支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称。

（イ）相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所。

（ウ）相談又は求めた援助若しくは保護の内容。

（エ）相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容。

（２）保護命令の申立てに当たって提出すべき資料

（１）の申立書に（１）カの事項の記載がない場合には、申立書には、（１）アからエまでの事項についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない（法第 12 条第２項、第 28 条の２）。

「宣誓認証」とは、書面の作成名義人が、公証人の面前において、その書面の記載の真実であることを宣誓した上で、その書面に署名若しくは押印し、又はその書面にある署名若しくは押印が自己の意思に基づくものであることを認めたことを、公証人が認証することをいう（公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 58 条ノ２第１項）。

公証人の宣誓認証を得るためには、公証人役場において、公証人に対し、宣誓認証の嘱託をすることになる（公証人法第１条第２号、第 60 条、第 28 条）。書面の記載の虚偽であることを知って宣誓をした者は、10 万円以下の過料に処せられる（公証人法第 60 条ノ５）。

なお、法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に宣誓認証を行わせることができる（法第 20 条、第 28 条の２）。

（３）保護命令の申立ての手数料等

保護命令の申立てに要する手数料は、1,000 円である（民事訴訟費用等に関する法律（昭和 46 年法律第 40 号）第３条、別表第一の一六の項）。手数料は、申立書に収入印紙をはって納めなければならない（同法第８条本文）。

また、（２）の申立人の供述を記載した書面について公証人の宣誓認証を嘱託するための手数料は、１万 1,000 円である（公証人手数料令（平成５年政令第 224 号）第 34 条第１項・第２項）。

第４　保護命令事件の審理

裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判することが要請されている（法第 13 条、第 28 条の２）。

保護命令を発令するには、相手方に反論の機会を保障する趣旨から、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ることが原則とされているが、期日を経ることにより被害者の生命又は身体の安全の確保という保護命令の申立ての目的を達することができないときは、これらの期日を経ることなく、書面審理のみで保護命令を発令することができる（法第 14 条第１項、第 28 条の２）。したがって、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、被害者は、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するように、その事情を申し出ることができる。

第５　保護命令の裁判とその効力

保護命令の申立てについては、裁判所は、理由を付した決定（口頭弁論を経ない場合には、理由の要旨を示した決定）により裁判することとされ（法第 15 条第１項、第 28 条の２参照）、保護命令の申立てに理由があると認めるときは、保護命令を発令しなければならない（法第 10 条第１項、第 28 条の２参照）。

保護命令の効力は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した期日における言渡しによって生じる（法第 15 条第２項、第 28 条の２）。

保護命令の効力が生じた後に相手方が保護命令に違反した場合、保護命令は執行力を有しないものとされているため（法第 15 条第５項、第 28 条の２）、民事上の強制執行の対象とはならないが、１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金という刑事上の制裁の対象となる（法第 29 条）。

第６　保護命令の裁判に対する不服申立て

保護命令の申立てについての裁判に対しては、その裁判の告知を受けた日から１週間が経過するまでの間、即時抗告により不服を申し立てることができる（法第 16 条第１項、第 21 条、第 28 条の２、民事訴訟法（平成８年法律第 109 号）第 332 条）。

この場合、保護命令の効力は停止されないのが原則であるが、即時抗告の申立人が、保護命令の効力の停止を申し立て、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明（裁判官に事実の存否に関し高度の蓋然性についての確信を抱かせる「証明」には至らないが、事実の存否に関し一応確からしいという蓋然性の心証を抱かせるもので足りると解されている。）があったときに限り、抗告裁判所（原裁判所の所在地を管轄する高等裁判所）又は記録の存する原裁判所（保護命令を発令する裁判をした地方裁判所）は、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる（法第 16 条第３項、第 28 条の２）。

なお、被害者への接近禁止命令について即時抗告があり、その効力の停止が命じられる場合において、被害者への接近禁止命令を前提とする被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、停止を命ずる裁判所は、これらの命令の効力の停止をも命じなければならない（法第 16 条第４項、第 28 条の２）。

第７　保護命令の取消し

１　抗告裁判所による取消し

保護命令を発令する裁判に対する即時抗告が申し立てられた場合において、抗告裁判所が保護命令の取消しの原因となる事情があると認めたときは、保護命令を取り消すこととなる。

また、被害者への接近禁止命令についての即時抗告を認めてこれを取り消す場合において、被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、抗告裁判所は、これらの命令をも取り消さなければならない（法第 16 条第６項、第 28 条の２）。

２　当事者の申立てによる取消し

保護命令を発令した裁判所は、次の場合には、保護命令を取り消さなければならない（法第 17 条第１項、第 28 条の２）。

①　保護命令の申立てをした被害者が、保護命令の取消しを申し立てた場合（法第 17 条第１項前段、第 28 条の２）。

②　退去命令以外の保護命令にあっては、被害者への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して３月を経過した後に、退去命令にあっては、退去命令の効力が生じた日から起算して２週間を経過した後に、これらの命令を受けた配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手が申立てをし、裁判所

がこれらの命令の申立てをした被害者に異議がないことを確認した場合（法第 17 条第１項後段、第 28 条の２）。

また、当事者の申立てにより、被害者への接近禁止命令を取り消す場合において、被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、保護命令を発した裁判所は、これらの命令をも取り消さなければならない（法第 17 条第２項、第 28 条の２）。

第８　保護命令の再度の申立ての手続

１　発令の要件

（１）退去命令以外の保護命令

最初の保護命令の発令の要件と変わるところはない。

（２）退去命令

ア　退去命令が発令された後に当該退去命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去命令の再度の申立てがあったときの発令要件は、次のとおりである（法第 18 条第１項、第 28 条の２）。

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者）と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して２月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情があること（法第 18 条第１項本文、第 28 条の２）。

イ　ただし、上記アの要件を満たす場合であっても、再度の退去命令を発することにより相手方である配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、裁判所は、退去命令を発しないことができる（法第 18 条第１項ただし書、第 28 条の２）。

なお、法第 18 条第１項ただし書の要件については、相手方である配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手において生活に特に著しい支障を生ずると認めるに足りる事情を主張立証する必要があると解されている。

２　再度の申立ての方法等

退去命令以外の保護命令の再度の申立ての方法については、最初の保護命令の申立ての手続と変わるところはないが、退去命令の再度の申立ての方法については、次のような申立書の記載事項等の特例がある。

（１）申立書の記載事項等（法第 18 条第２項、第 12 条第１項、第 28 条の２）

ア　配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況。

イ　配偶者若しくは生活の本拠を共にする交際相手からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）又は配偶者若しくは生活の本拠を共にする交際相手からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者若しくは生活の本拠を共にする交際相手から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力、生活の本拠を共にする交際相手からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる再度の申立ての時における事情。

ウ　配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者）と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して２月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情。

エ　支援センターの職員又は警察職員に対し、ア及びイの事項並びにウの事情について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無。

オ　エにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項。

（ア）当該支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称。

（イ）相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所。

（ウ）相談又は求めた援助若しくは保護の内容。

（エ）相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容。

（２）申立てに当たって提出すべき資料

（１）の申立書に（１）オの事項の記載がない場合には、申立書には、（１）ア及びイの事項並びにウの事情についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない（法第 18 条第２項、第 12 条第２項、第 28 条の２）。

（３）保護命令の再度の申立ての手数料等

保護命令の再度の申立てに要する手数料は、保護命令の申立てと変わらない。

資料７

議題３ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の改正について

【参照】 資料６

１．改正の趣旨

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力の被害者の保護対策強化を図るため、被害者を保護するために相互に連携、協力すべき関係機関として児童相談所が明記されるなどの改正が行われました（令和２年４月１日施行）。このこと等から、基本方針においても所要の規定の整備が行われたものです。

２．改正の概要

⑴ 法改正に伴う改正

ア 配偶者からの暴力の被害者の保護にあたり、相互に連携すべき関係機関として児童相談所を追加 →第 2-3(1)ｲ(ｵ)、5(2)ｱ、9

イ 被害者に同伴家族が含まれる旨を明記 →第 2-3(2)ｱ(ｳ)、4(1)ｲ

ウ 配偶者暴力相談支援センター未設置の地方公共団体における対応を追記 →第 2-4(1)ｲ

エ 配偶者暴力相談支援センターが要保護児童対策地域協議会に参画し、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所の連携を一層強化することや、地方公共団体が支援センター及び福祉事務所に対して要保護児童対策地域協議会に参画するよう働き掛けること、配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所未設置の地歩公共団体における要保護児童対策地域協議会との連携に関する記載を追加 →第 2-9(3)

オ　連携の好事例の共有及び研修の拡充等により、配偶者からの暴力や児童虐待の特性および連携の在り方等に係る理解の促進を図り、関係機関による連携協力の実効性の向上を図ることに関する記述を新設　→第 2-9(5)

⑵「女性活躍加速のための重点方針２０１９」を踏まえた修正

ア　民間団体と配偶者暴力相談支援センターとが対等な関係性において機動的に連携を図ることに関する記載を追加　→第 2-1(3)

イ　一時保護後の支援内容について、民間シェルター等の民間団体の活用に関する記載を追加　→第 2-6(2)ｶ

ウ　若年層への教育啓発について、ＳＮＳ等の若年層に届きやすい広報媒体を活用することを追加　→第 2-12(2)

エ　加害者更生のための指導について、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築を検討することに関する記載を追加　→第 2-13(1)

オ　国が民間シェルター等による被害者支援の充実に向けた取組を推進することや、国及び地方公共団体が発出する被害者支援に関する通知等の民間シェルターへの早期提出に関する記載を追加　→第 2-14

３．施行期日　　令和２年４月１日